

交野市子ども・子育て支援事業計画

素案

平成 26 年 11 月
交野市

目次（構成案）

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 人口等の動向	
2 ニーズ調査結果の概要	
第3章 次世代育成支援行動計画における取り組みの評価	30
第4章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	
2 基本目標	
3 施策の体系	
第5章 施策の展開	42
1 すべての子育て家庭を支える まちづくり	
2 子どもの育ちを支える まちづくり	
3 地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり	
第6章 計画の目標値等	58
1 教育・保育提供区域の設定	
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
第7章 計画の推進	68
1 推進体制の充実	
(1) 庁内における各部署の連携強化	
(2) 関係機関や市民との協力	
(3) 国・府との連携	
2 計画の点検・評価に向けて	

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）を見ると、過去最低とされる平成17年の1.26から平成24年は1.41と若干上昇しているものの、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っており、その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感などが指摘とされています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定後、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための検討が行われ、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市では、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン ～交野市次世代育成支援後期行動計画～」を策定し、「子どもいっぱい 元気な かたの」を基本理念として、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきました。しかし、本市においても、少子化や女性の社会進出による乳幼児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

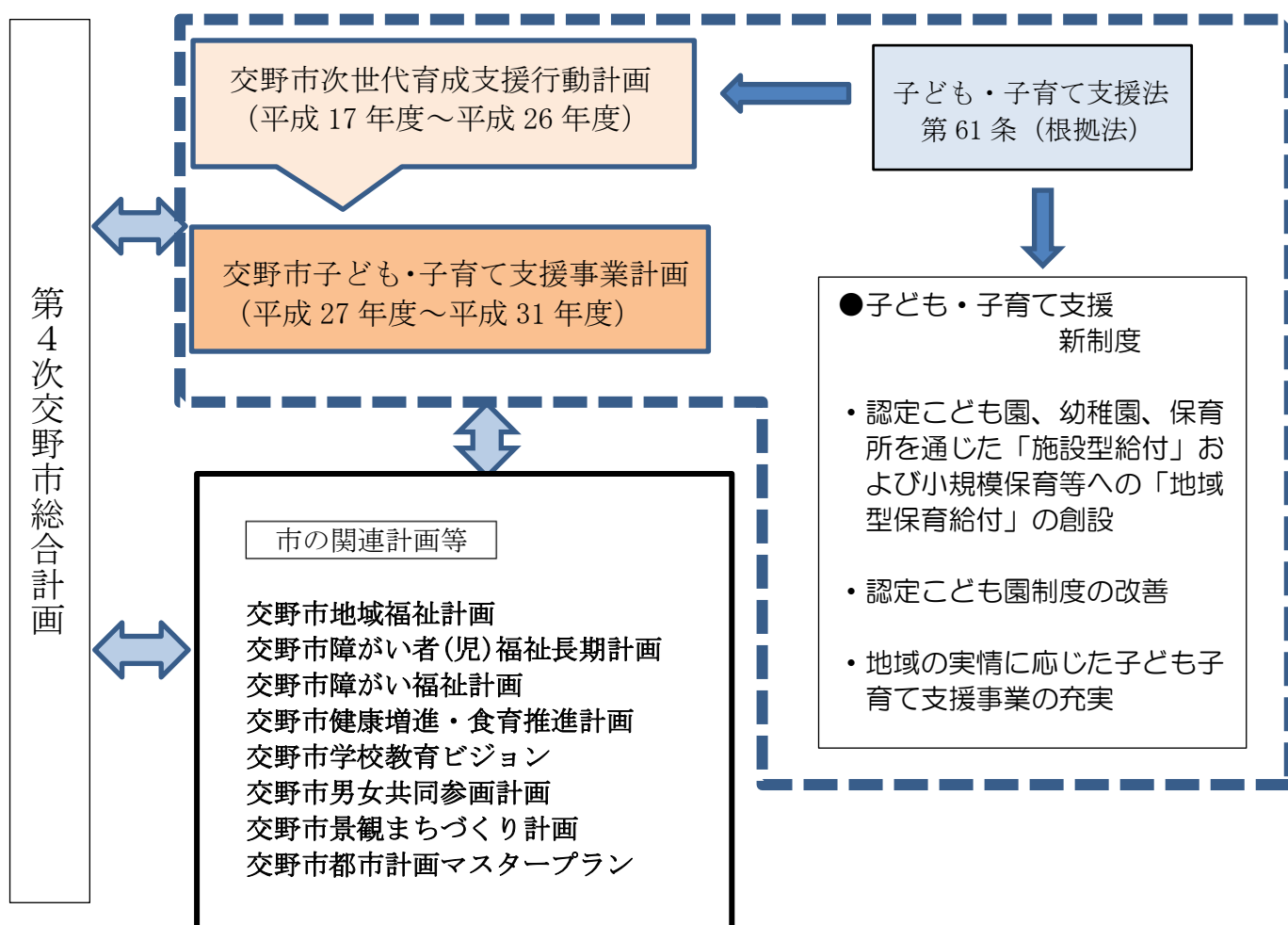
以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画として策定するものです。なお、次世代育成支援法に基づく「交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。

【子ども・子育て支援法第61条】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度として、平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とします。

平成	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	交野市次世代育成支援後期行動計画									
						交野市子ども・子育て支援事業計画				

第2章

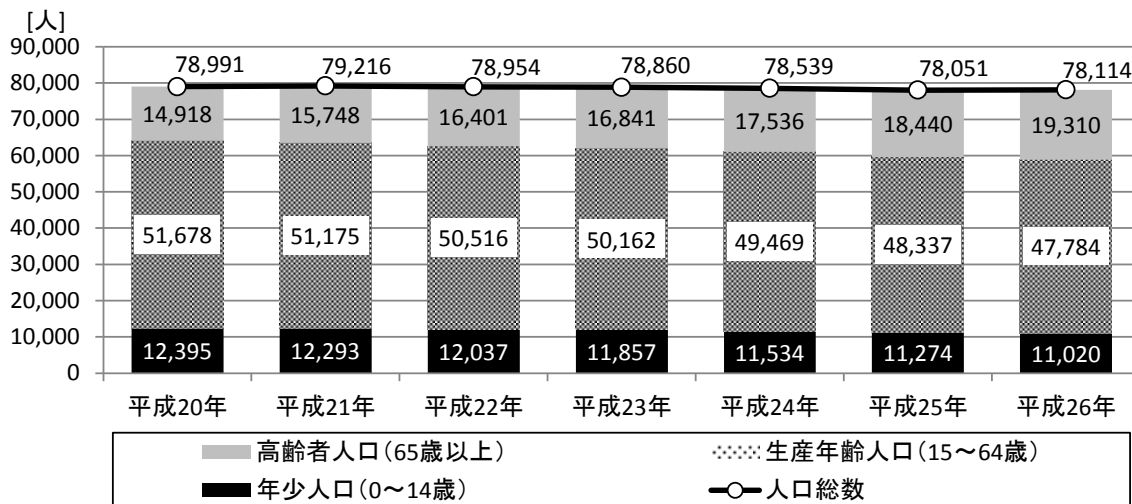
交野市の子ども・子育て を取り巻く状況

1 人口等の動向

(1) 人口の推移

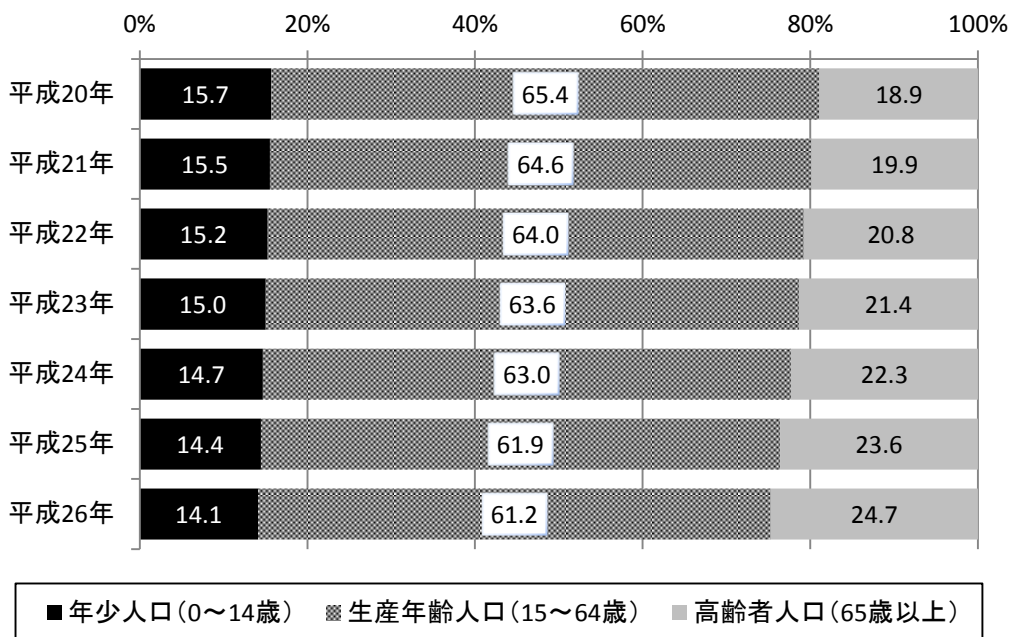
交野市の人口は、平成21年以降、徐々に減少し、平成26年3月現在で78,114人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。

図表 総人口の推移



資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年3月末）

図表 年齢3区分人口構成比



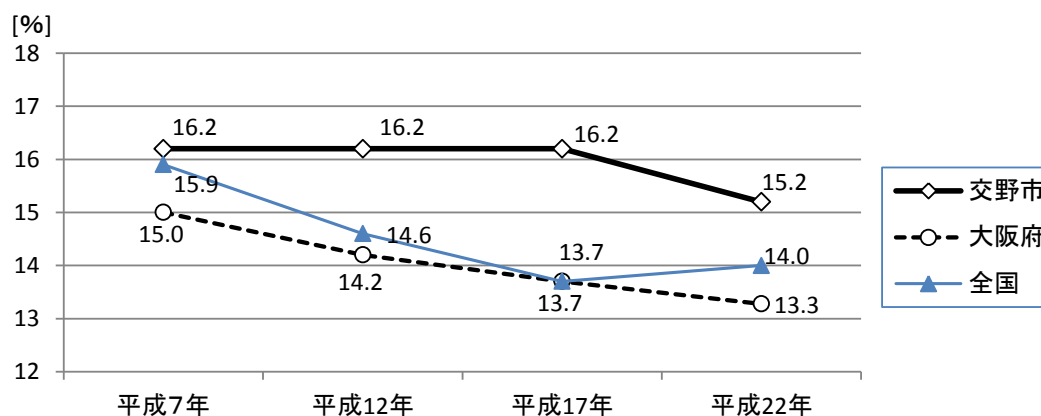
資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年3月末）

(2) 子ども数等の推移

交野市の年少人口割合について国勢調査結果でみると、平成7年以降横ばいでしたが、平成22年には15.2%に下がっています。しかしながら、国や大阪府に比べると、高い割合を保っています。

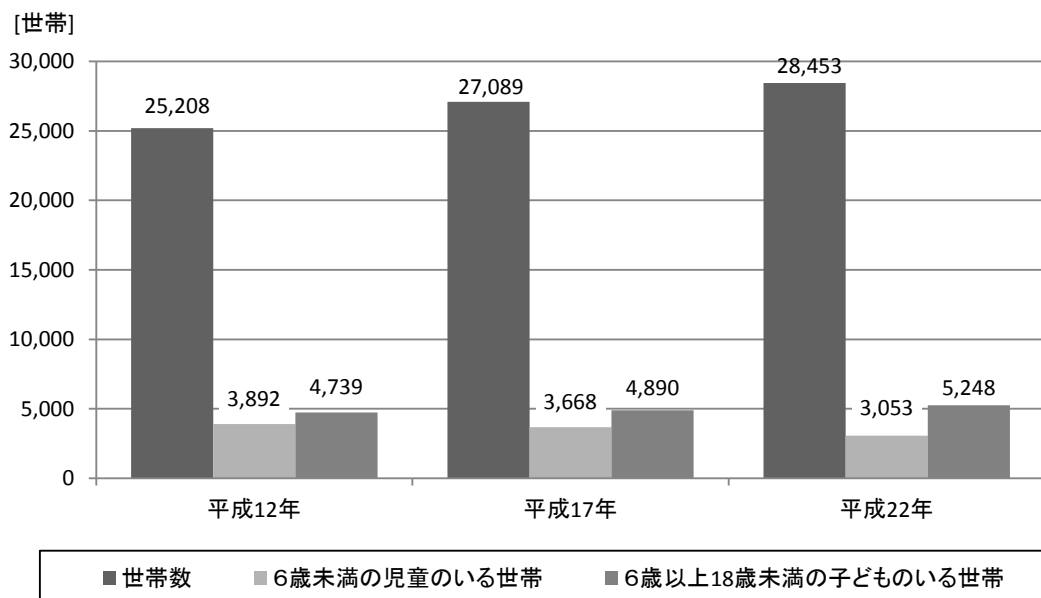
また、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満で減少傾向にあります。

図表 年少人口割合の推移



資料：国勢調査

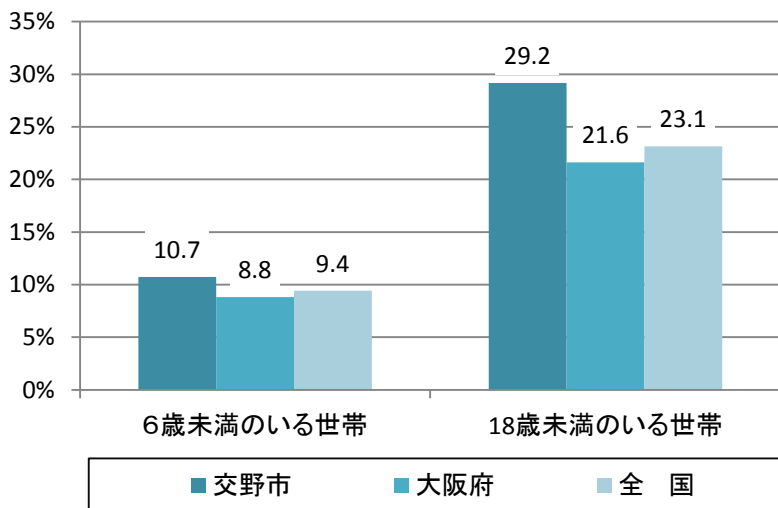
図表 子どものいる世帯数（平成12年から22年）



資料：国勢調査

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6歳未満の子どものいる割合は、交野市 10.7%、大阪府 8.8%、全国 9.4%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市 29.2%、大阪府 21.6%、全国 23.1%となっています。大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

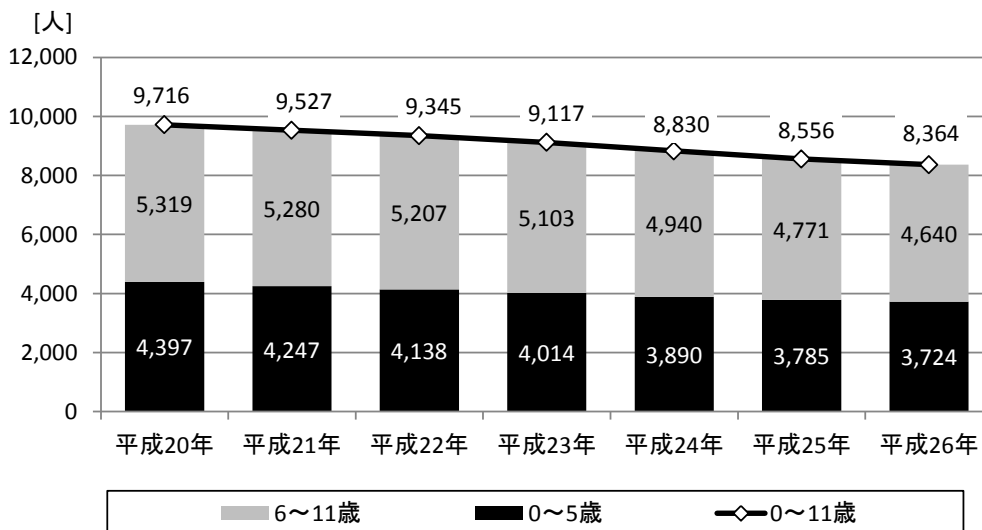
図表5 子どもがいる世帯割合の比較（平成22年）



資料：国勢調査（各年 10月1日）

交野市の0～11歳人口の推移をみると、平成20年より、0～5歳人口は4千人台、6～11歳人口は5千人台で減少傾向をたどり、平成24年にはそれぞれ3千人台、4千人台となり、その後も減少しています。

図表 0～11歳人口の推移



資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年3月末）

交野市の0～11歳の将来人口をみると、平成26年より、すべての年齢で減少傾向が見込まれています。

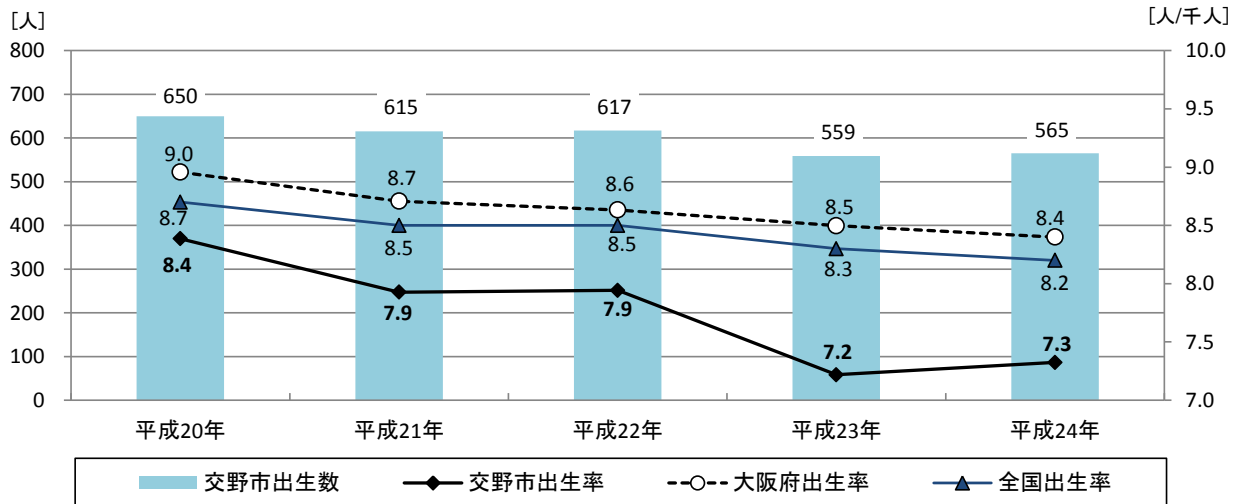
図表 0～11歳人口の将来推計

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
				見込	見込	見込	見込	見込
0歳	508	559	530	518	512	505	500	498
1歳	630	533	615	597	601	577	569	564
2歳	661	640	567	548	533	536	514	507
3歳	665	674	658	633	612	593	597	573
4歳	719	668	690	649	626	605	588	589
5歳	707	711	664	634	596	575	555	539
6歳	705	714	734	700	669	630	607	587
7歳	798	724	713	681	651	623	585	564
8歳	788	793	721	695	664	635	606	570
9歳	881	790	792	724	699	669	638	610
10歳	869	881	795	759	696	670	642	613
11歳	899	869	885	810	775	708	682	653

(3) 出生数・出生率の推移、大阪府・全国との比較

交野市の近年の出生数をみると、平成20年には650人でしたが、減増を経て平成24年に565人となっています。これにともない、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成24年の出生率は7.3パーミルとなっており、国や大阪府よりも低い値で推移しています。

図表 出生数・出生率の推移

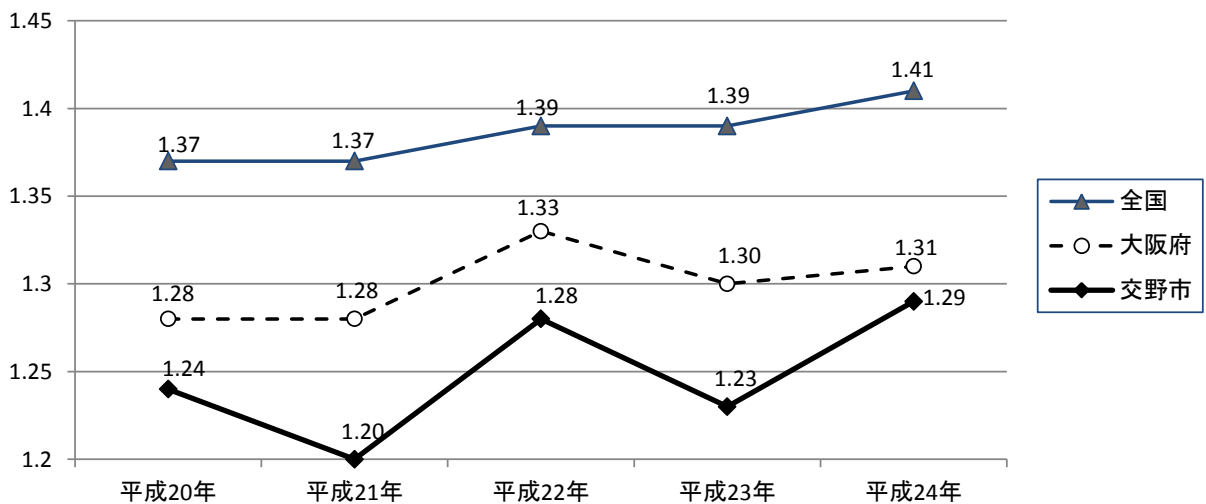


資料：大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

(4) 合計特殊出生率の推移、大阪府・全国との比較

交野市の近年の合計特殊出生率をみると、平成20年より減増を経て、平成24年に1.29となっています。平成20年よりも0.05ポイント上昇していますが、国・府に比べると低い値で推移しています。

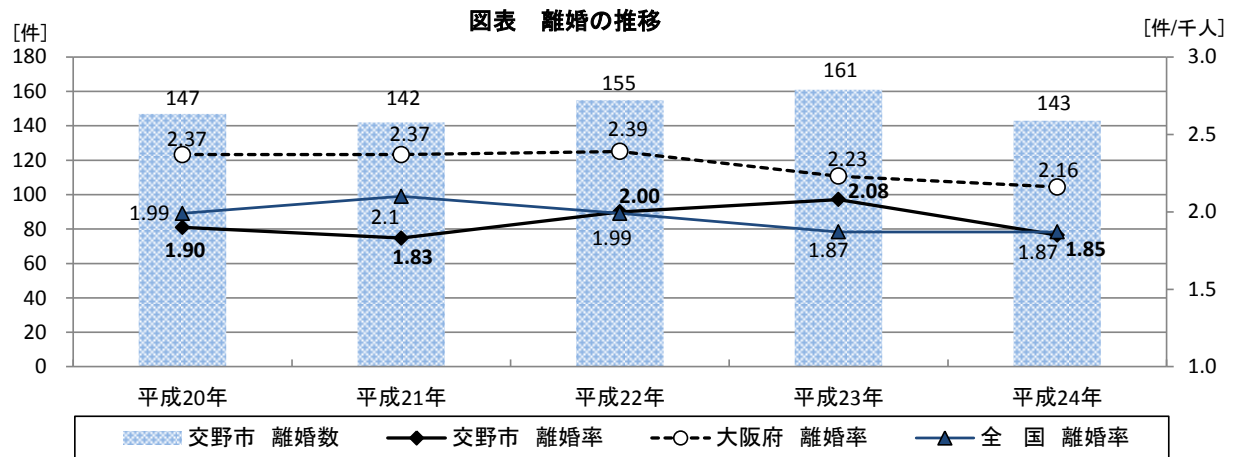
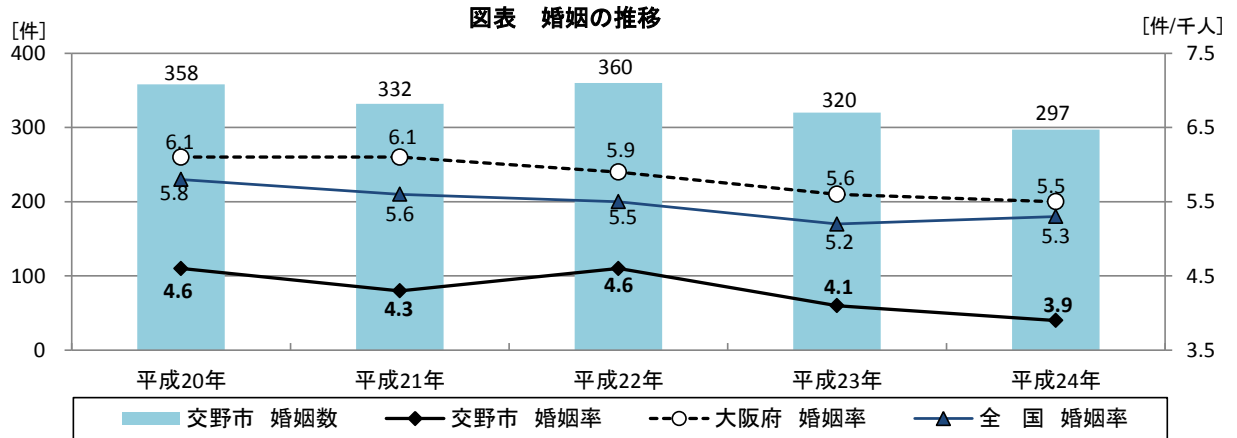
図表 合計特殊出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計、交野市健やか総務室 ※出生率は人口千対

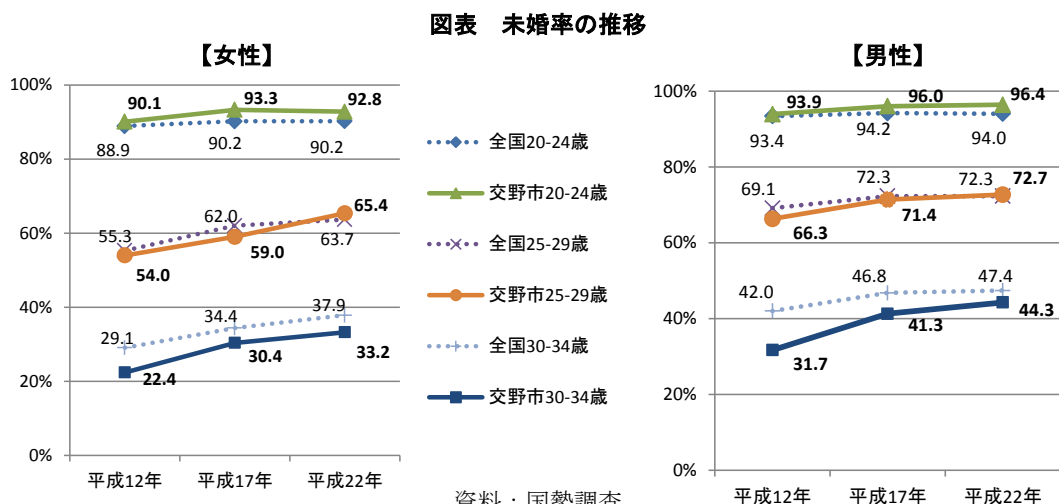
(5) 婚姻等の状況

交野市の近年の婚姻数をみると、平成20年には358件でしたが、減増を経て平成24年に297件となっています。離婚数は、平成20年の147件から減増を経て平成24年に143件となっています。婚姻率、離婚率ともに府・国に比べて低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

交野市の未婚率をみると、男女ともに20~24歳では全国より高くなっていますが、30~34歳では全国に比べて低い値で推移しています。

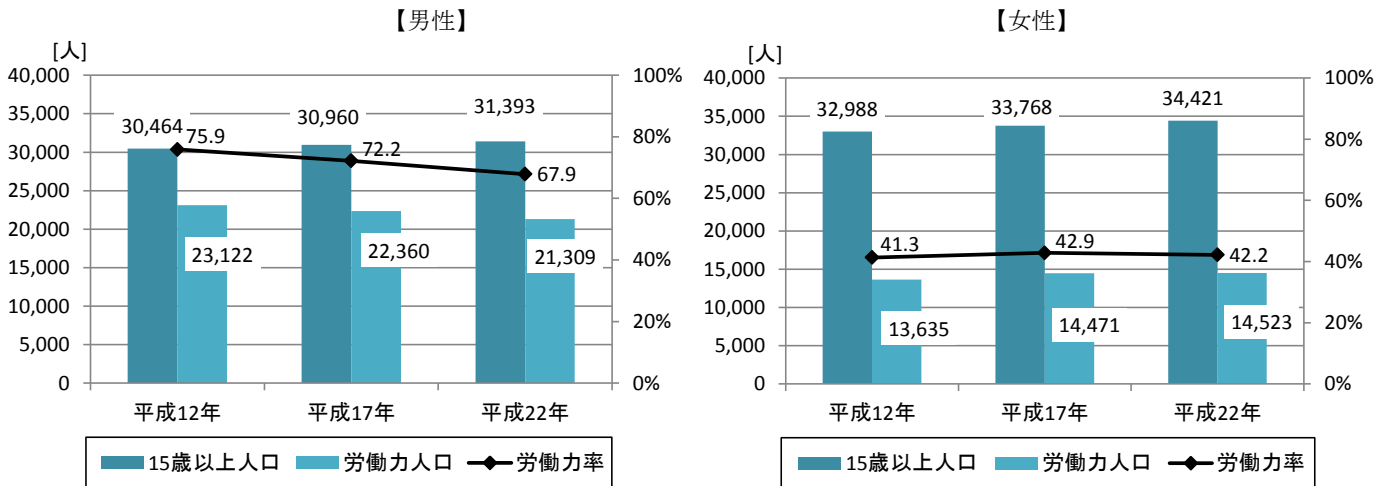


資料：国勢調査

(6) 労働力状態

平成22年の国勢調査によると、交野市の労働力人口は、35,832人で、うち男性が21,309人、女性が14,523人となっています。平成12年からの変化を見ると、男性の労働力人口は減少傾向の一方、女性の労働力人口は増加傾向にあります。また労働力率は、男性で低下傾向、女性で増減を繰り返しています。

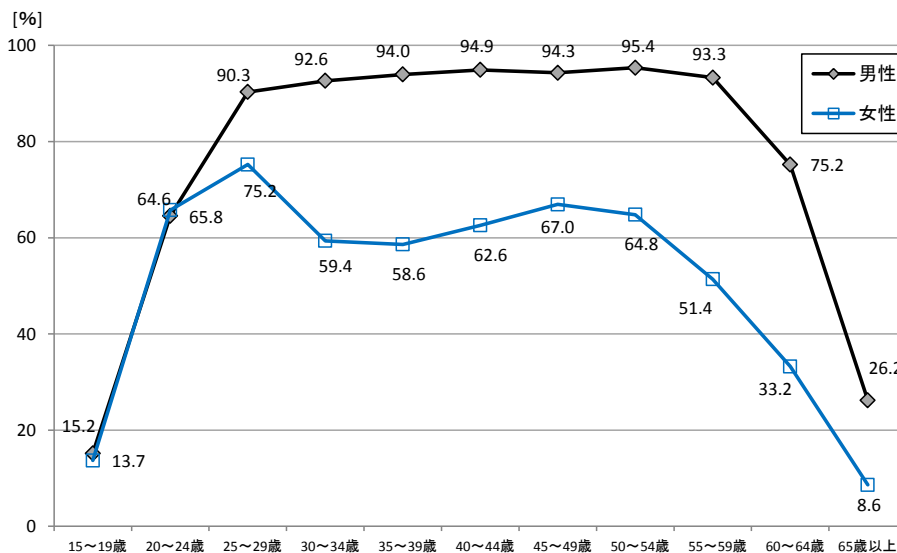
図表 労働力人口



資料：国勢調査

交野市の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30歳代でいったん労働力率が5割台に落ち込んだ後高くなり、45歳以上で低下していきます。40歳以上では45～49歳の67.0%が最も高い労働力率となっていますが、25から29歳の75.2%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率（平成22年）



資料：国勢調査より算出

図表 年齢階級別女性労働力率の比較（2010年）

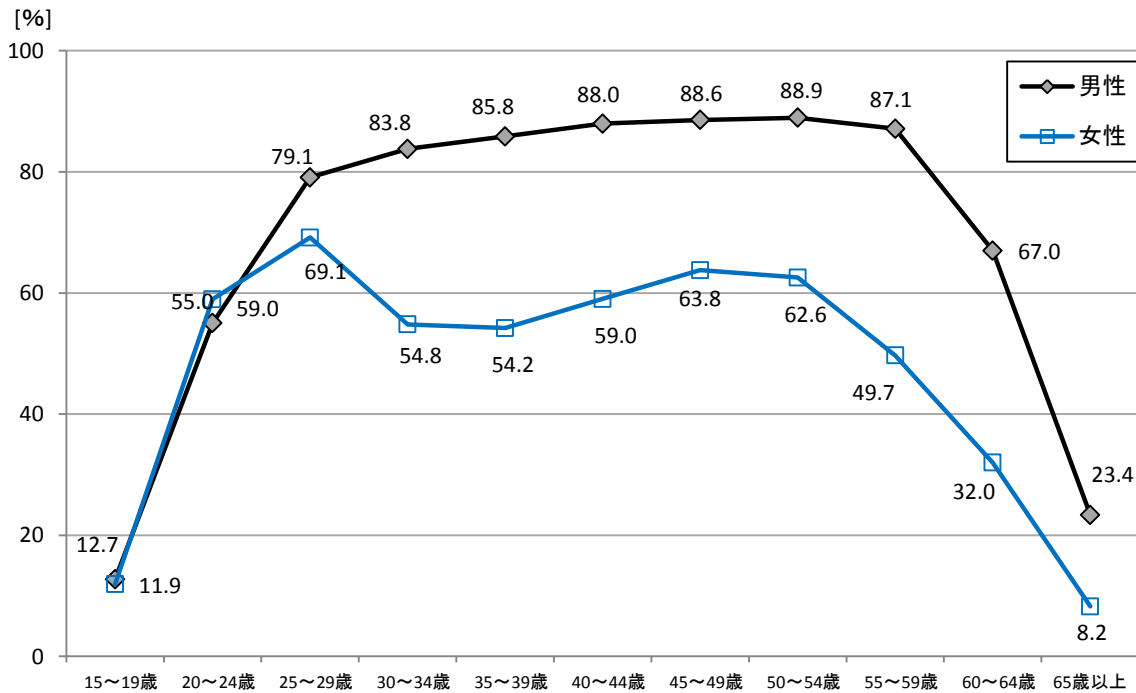
	交野市	大阪府	全国
合計	42.2	43.9	47.0
15 から 19 歳	13.7	16.3	14.9
20 から 24 歳	65.8	61.8	66.0
25 から 29 歳	75.2	68.5	72.4
30 から 34 歳	59.4	59.7	64.7
35 から 39 歳	58.6	58.1	64.0
40 から 44 歳	62.6	62.4	68.4
45 から 49 歳	67.0	66.3	72.2
50 から 54 歳	64.8	64.0	70.5
55 から 59 歳	51.4	55.8	61.8
60 から 64 歳	33.2	41.6	45.7
65 歳以上	8.6	12.9	14.1

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、交野市 42.2%、大阪府 43.9%、全国 47.0%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、25 から 29 歳の労働力率が大阪府や全国と比べて高くなっている一方、40 歳以上の労働力は全国と比べ低くなっています。

交野市の年齢階級別・男女別の就業率を見ると、男性では、30～59 歳にかけて就業率が 8 割台となっているのに対し、女性では、30 歳代でいったん 5 割台に落ち込んだ後、上昇して 6 割台となり、45 歳以上で低下していきます。40 歳以上では 45～49 歳の 63.8%が最も高い就業率となっていますが、25～29 歳の 69.1%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別就業率（平成 22 年）



資料：国勢調査より算出

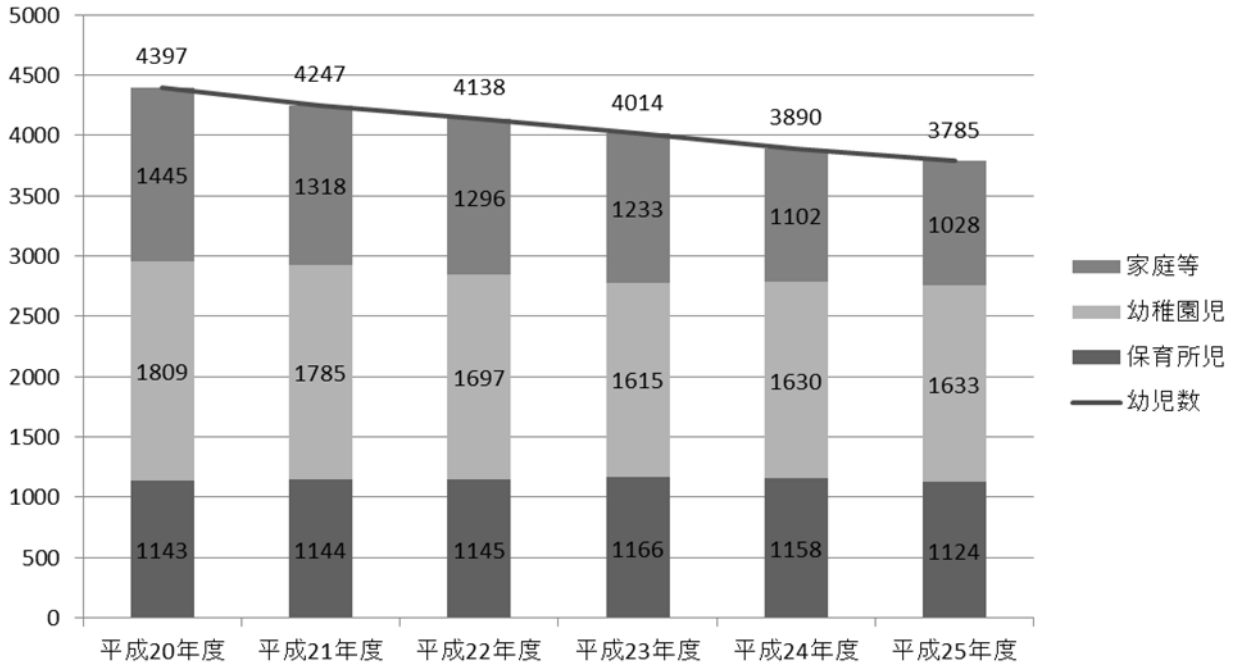
(6) 行政サービス等の状況

①就学前児童の保育等の状況

本市における就学前児童数（幼児数）は、減少しています。保育所児は、平成20年度から平成23年度まで増加傾向をたどり平成24年度より減少に転じています。一方、幼稚園児は、平成20年度から平成23年度まで減少傾向をたどり平成24年度に増加に転じました。

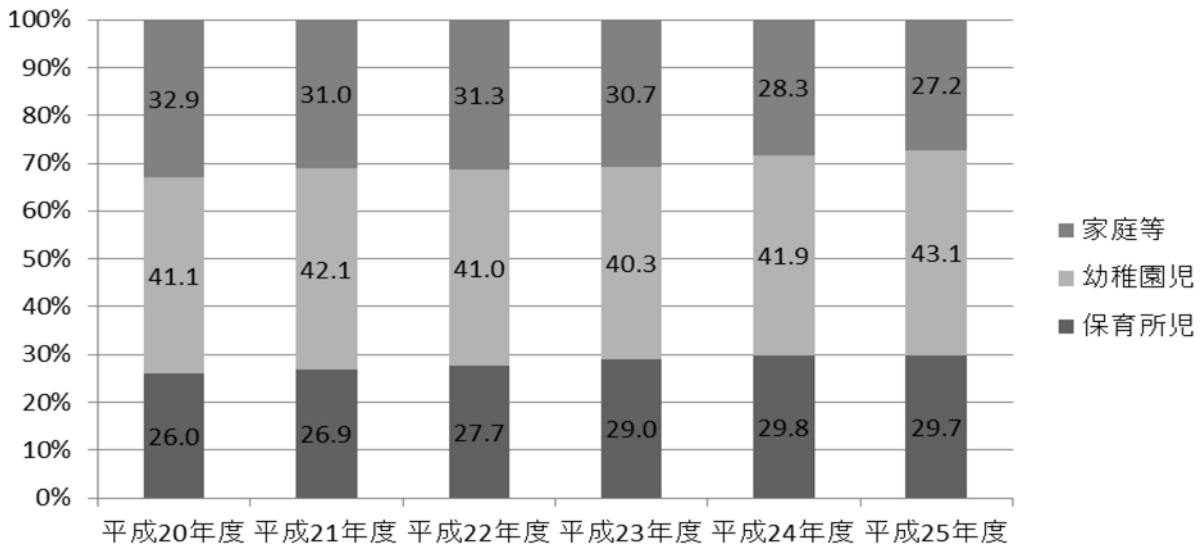
保育所や幼稚園に通わない層（家庭等）も含めて構成割合をみると、保育所児は2割半から3割の間で、また幼稚園児は4割台で推移しています。

図表 就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況



資料：交野市

図表 就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況（構成割合）



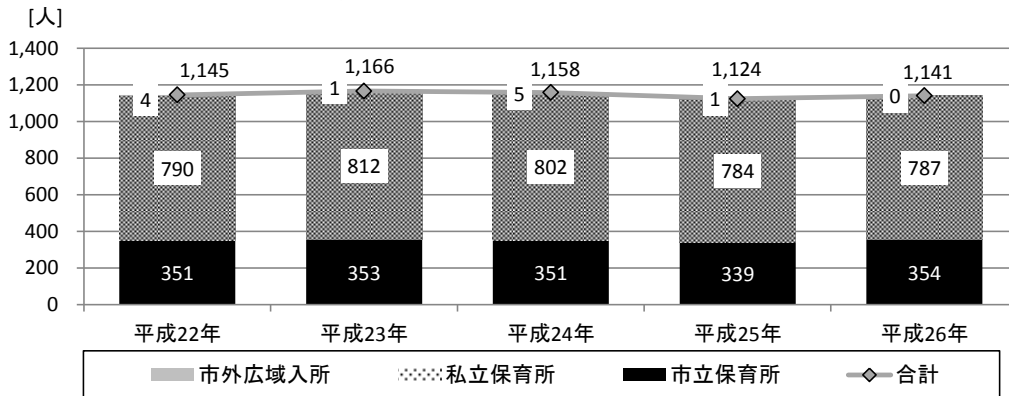
資料：交野市

②保育所の状況

1) 保育所の定員及び園児数の推移

本市には、公立保育所3箇所、私立保育園7箇所の合計10箇所の認可保育所があります。平成22年からの入所児童数をみると、市立保育所では、定員数の350人前後で推移していますが、私立保育所では、定員数の785人を上回る児童数を経て平成25年より定員割れから、平成26年には2名超過となっています。

図表 保育所の定員及び園児数の推移

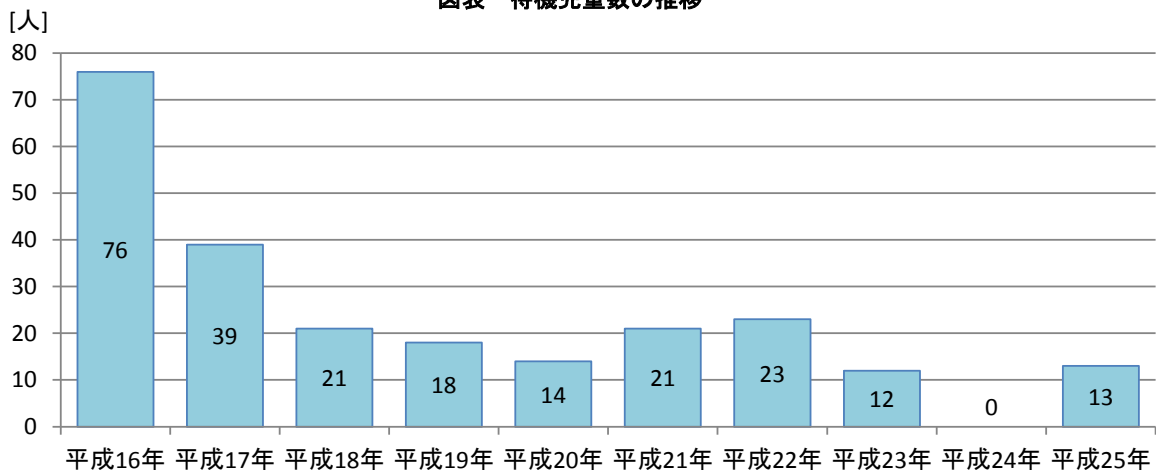


また、本市においては、すべての保育所(園)で7時~19時までの延長保育事業を実施し、一部の私立保育所においては、19時30分までの延長保育を実施しています。

2) 保育所の待機児童の推移

本市の待機児童数は、平成16年の76人から大幅な減少を経て、平成24年には待機児童ゼロとなりましたが、平成25年には13人となっています。今後も待機児童を解消する基盤づくりが必要となります。

図表 待機児童数の推移



資料：交野市

3) 保育サービス等の状況

○一時預かり等の対応

保育所(園)に入所していない家庭においても、保護者の疾病や育児疲れ解消などを理由に一時的に児童を預かる一時預かり事業については、私立保育園 2 箇所まで実施しており、年間の延べ利用数は平成 24 年度から減少傾向となっています。

提供区域 2 区域別にみると、一時預かり事業は、各区域に 1 箇所あり、1・2 中学校区の利用が増加しています。

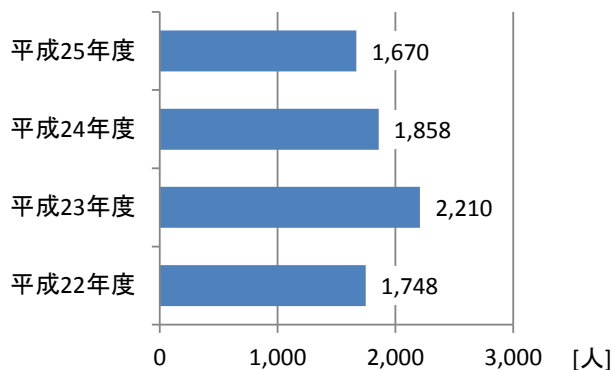
○休日・夜間等の対応

保護者の就労形態の多様化している中、日曜、祝日、夜間等における保育事業については、次世代育成支援行動計画で利用ニーズが少なかったことから、ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ)で対応を行ったが、利用は伸びませんでした。

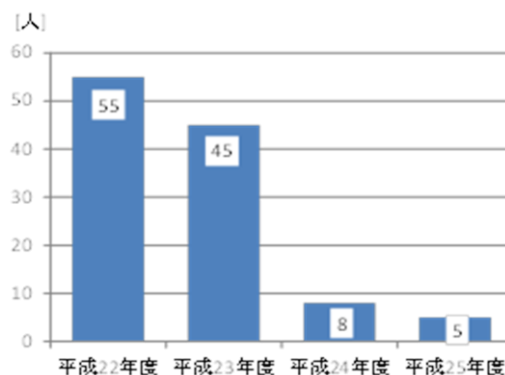
また、保護者の疾病、仕事等の理由により家庭での養育が困難になった場合に一時的に児童を養護する子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)については、市外の 4 箇所の児童養護施設等に委託して実施しています。利用状況は、平成 22 年度以降 0 件となっています。

病児保育については、実施に向け調査を行い、医療機関への働きかけを行いました。

図表 一時預かり事業(延べ利用人数)



図表 休日・夜間保育の利用状況



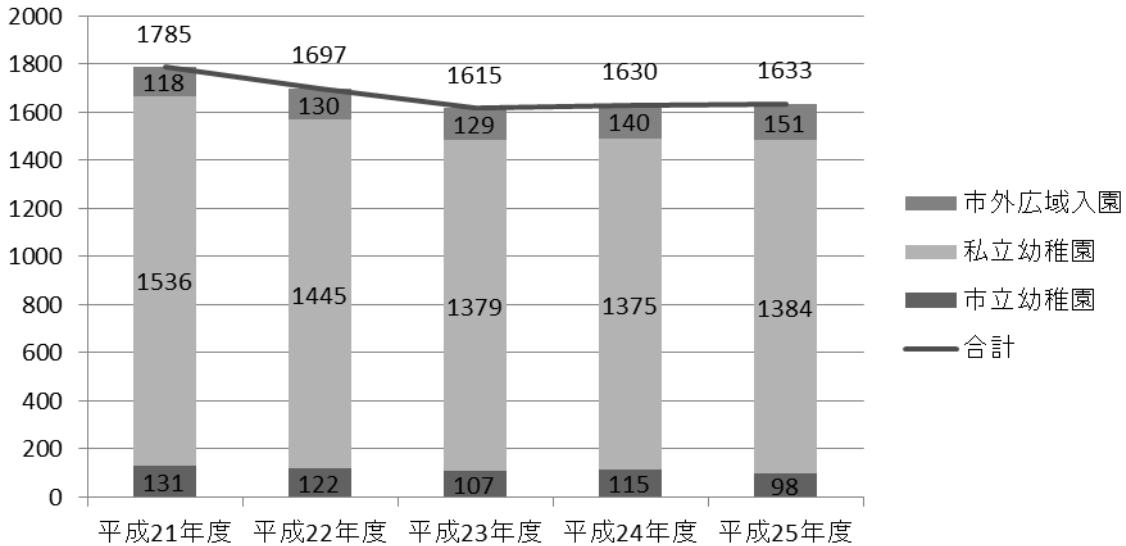
③幼稚園の状況

1) 幼稚園の定員及び園児数の推移

本市には、市立幼稚園3箇所、私立幼稚園6箇所の合計9箇所の幼稚園があります。

平成21年からの入所状況をみると、市立幼稚園では、定員数の180人を下回る園児数で推移しており、私立幼稚園でも、定員数の1,825人を下回る園児数で推移しています。

図表 幼稚園の定員及び園児数の推移



※私立幼稚園の人数には、他市からの市外広域入園を含む。

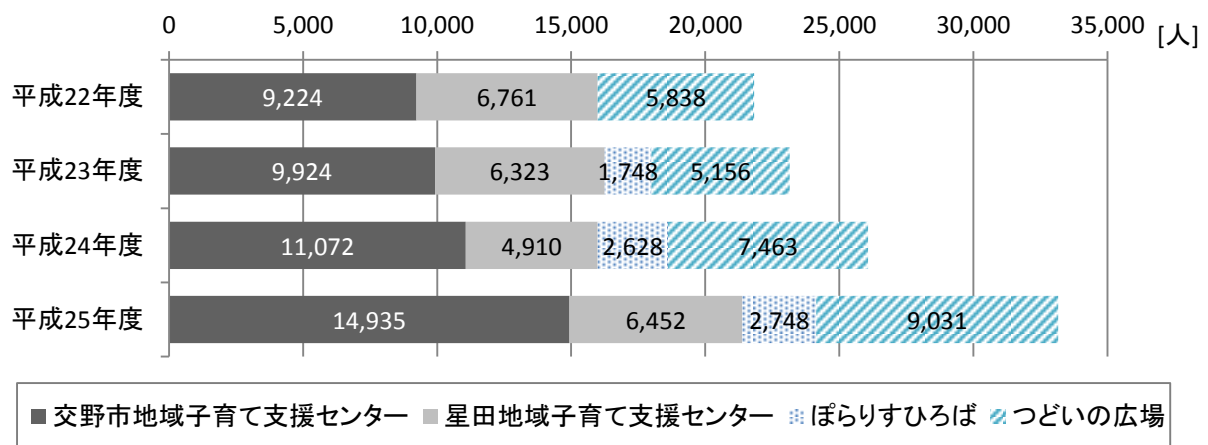
④地域の子育て支援の状況

1) 子育て支援拠点事業

本市では、在宅で子育てをする保護者を支援するため、中学校区に1箇所設置し地域子育て支援拠点事業を展開しています。地域における子育ての相談や、遊び場・情報提供、子育て講習会、を実施し、子育て家庭と地域をつなぐ地域の子育て支援拠点としての機能を担っています。

各拠点において、利用者数、相談件数ともに概ね増加傾向にあります。

図表 子育て支援拠点事業の利用状況



※「ぼらりすひろば」は平成23年度より実施

【交野市地域子育て支援センター】

	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	4,371	4,890	5,444	7,265
延べ来所者数（親・子）	人	9,224	9,924	11,072	14,935
相談件数	件	117	100	53	193
開所日数	日	196	244	245	245

【星田地域子育て支援センター】

	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	3,302	3,028	2,335	3,148
延べ来所者数（親・子）	人	6,761	6,323	4,910	6,452
相談件数	件	18	8	7	41
開所日数	日	256	254	257	237

【ぼらりすひろば】

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	874	1,241	1,293
延べ来所者数（親・子）	人	1,748	2,628	2,748
相談件数	件	64	50	88
開所日数	日	145	141	143

【つどいの広場】

	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	2,704	2,477	3,603	4,231
延べ来所者数（親・子）	人	5,838	5,156	7,463	9,031
相談件数	件	2	4	17	48
開所日数	日	137	136	132	134

2) 子育てサロン

子育てサロンとは、乳幼児を子育て中の方が子連れで歩いていけるところで、校区福祉委員や地域のボランティアと一緒に集い、楽しく仲間づくりを行う活動です。

本市では、各小学校区福祉委員会により、地域の集会所や公民館等の施設において展開しています。

3) ファミリー・サポート・センター事業

子育てを援助してほしい方（依頼会員）と子育てを援助したい方（提供会員）、またはその両方を行いたい方（両方会員）が行う会員制の相互援助活動システムです。

0歳（おおむね生後3か月）から小学校6年生までのお子さまを対象としています。

■ファミリー・サポート・センターの活動実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
提供会員（人）	71	74	83	87
依頼会員（人）	327	374	416	464
両方会員（人）	14	14	17	19
会員合計（人）	412	462	516	570
活動件数（件）	2,065	2,553	3,133	1,944

■援助の場所

※基本的には提供会員宅ですが、ご希望により依頼会員宅にもお伺いします。

※また病院や幼稚園等におけるの付き添い保育等もお受けします。

※どんな援助が必要かにより、ご相談に応じます。

※病児および病後児の保育はお断りしています

4) ネットワーク事業

校区福祉委員会、子育てボランティア、子育てサークル、民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども家庭サポーター、保育所（スマイルサポーター）、幼稚園などとの関係機関が連携し、情報を共有し、子育て支援を推進するネットワークの構築を図るものです。本市に事務局を置きネットワーク会議の開催により、地域ぐるみの子育てネットワークの整備に努めています。

⑤母子保健事業の状況

1) 妊婦健康診査補助

妊婦支援として、母子健康手帳交付時の看護職対応の徹底、安心・安全な妊娠・出産に向けて、妊婦健康診査補助金額を増額し実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助回数(回)	14	14	14	14

2) こんにちは赤ちゃん訪問事業

生まれてから 4 か月を迎えるまでの間に、健康増進課の助産師・保健師・民生委員児童委員・主任児童委員が家庭訪問を行い、赤ちゃんの健康状態や、産後の生活、育児支援に関する情報提供、育児相談等を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数(件)	621	539	570	542

3) 乳幼児健診

お子さんの健やかな心身の成長を願って実施しています。保健・育児・栄養・むし歯予防等について幅広く子育てのお手伝いをしています。

⑥小中学校での状況

1) 小学校児童数

本市の小学校児童数は、平成17年より減少傾向にあります。

(人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
交野小	668	811	734	699	665
星田小	394	498	444	433	421
郡津小	880	886	728	684	692
岩船小	276	363	408	406	386
倉治小	564	613	605	609	620
妙見坂小	246	256	436	450	434
長宝寺小	426	453	362	339	312
旭小	636	521	486	494	473
藤が尾小	268	351	428	432	420
私市小	358	429	429	421	397
合計	4,716	5,181	5,060	4,967	4,820

資料：市学校管理課、指導課（各年5月1日現在）

2) 放課後児童健全育成事業

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在籍児童数 (1～4年生)	657	698	659	638

3) 中学校生徒数

本市の中学校生徒数は平成17年より22年の5年間では増加がみられ、平成23年にも増加していますが、平成24年に減少し3,036人となっています。

(人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
第一中学校	505	509	539	567	549
第二中学校	703	704	716	706	652
第三中学校	614	577	580	592	623
第四中学校	453	466	517	548	557
関西創価中学校	674	658	658	658	655
合計	2,949	2,914	3,010	3,071	3,036

資料：市学校管理課、指導課（各年5月1日現在）

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査実施概要

本計画の策定のため、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

■調査実施要項

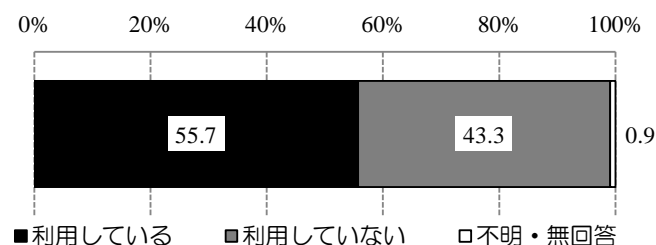
調査地域	交野市全域
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 交野市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）1,800人 ● 交野市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）1,200人
調査期間	平成25年12月19日～平成26年1月16日
調査方法	住民基本台帳を基に対象児童を持つ世帯を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収
回収結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童調査：856件（回収率：47.6%） ● 小学生調査：564件（回収率：47.0%）

(2) 調査結果概要

①教育・保育事業の利用状況

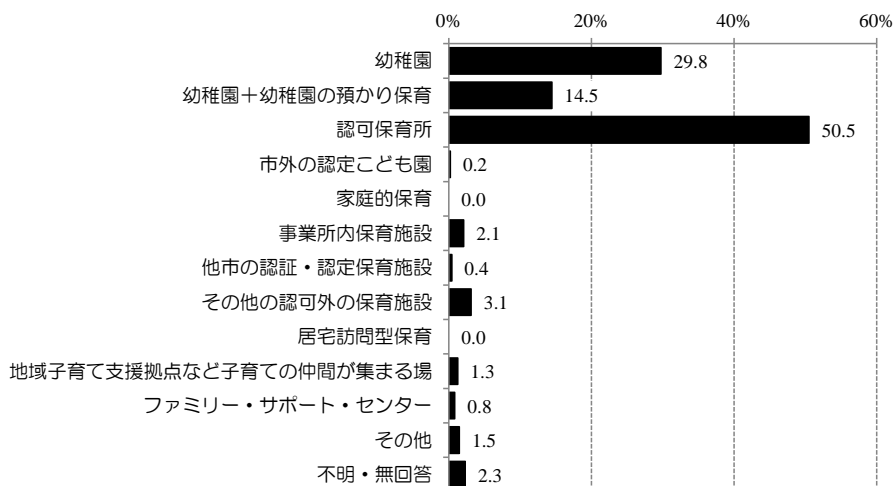
就学前児童の保護者に定期的な教育・保育事業の利用についてたずねたところ、「利用している」が55.7%となっています。

図表 定期的な教育・保育事業の利用有無／就学前児童（N=856）



定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」(50.5%)が最も高く、次いで「幼稚園」(29.8%)となっています。

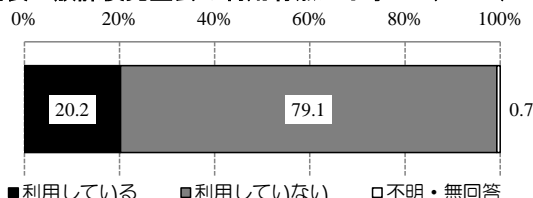
図表 定期的にご利用している教育・保育事業／就学前児童 (N=477)



②放課後児童会の利用有無

小学生の保護者にたずねた放課後児童会の利用有無は、「利用している」が約2割(20.2%)に対して、「利用していない」が約8割(79.1%)となっています。

図表 放課後児童会の利用有無／小学生 (N=564)

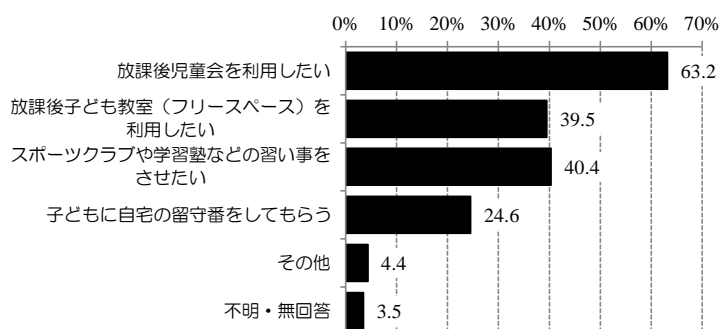


③放課後の過ごし方

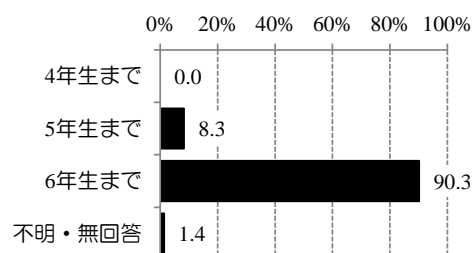
放課後児童会を利用している小学生の保護者に、小学校4年生以降の放課後の過ごし方をたずねたところ、「放課後児童会を利用したい」(63.2%)が最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」(40.4%)となっています。

希望する利用学年は、「6年生まで」(90.3%)が最も高くなっています。

図表 放課後児童会の利用有無／小学生 (N=114)

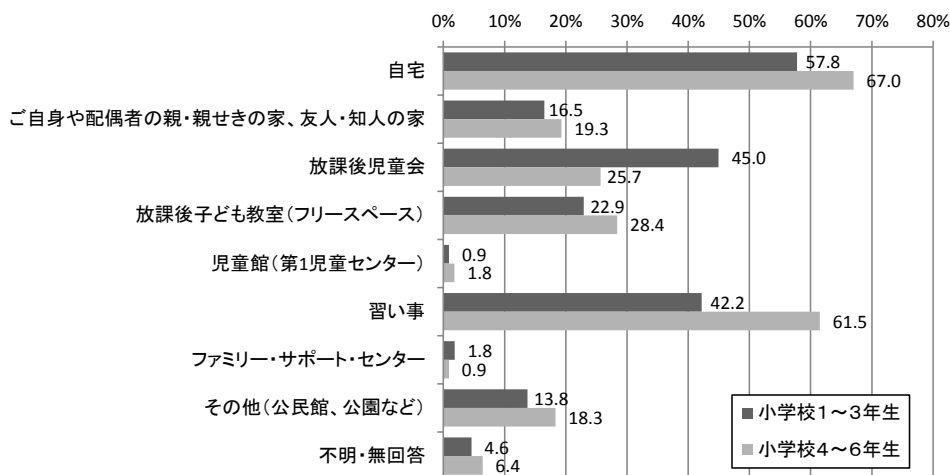


図表 放課後児童会の希望利用期間／小学生 (72)



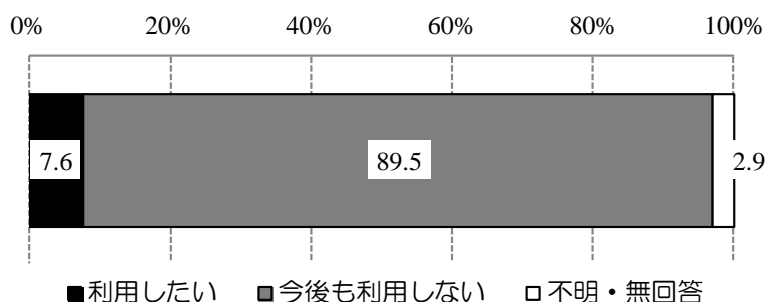
次年度就学予定者の保護者にたずねた就学後の放課後の過ごし方については、小学校1～3年生の間及び小学校4～6年生の間ともに「自宅」が最も高く、それぞれ57.8%、67.0%となっています。次いで、小学校1～3年の間は「放課後児童会」(45.0%)、「習い事」(42.2%)、小学校4～6年生の間では「習い事」(61.5%)、「放課後子ども教室」(28.4%)となっています。

図表 放課後の過ごし方／就学前児童 (N=109)



放課後児童会を利用していない小学生の保護者に、放課後児童会の利用意向をたずねたところ、約9割(89.5%)の方が「今後も利用しない」と回答しています。

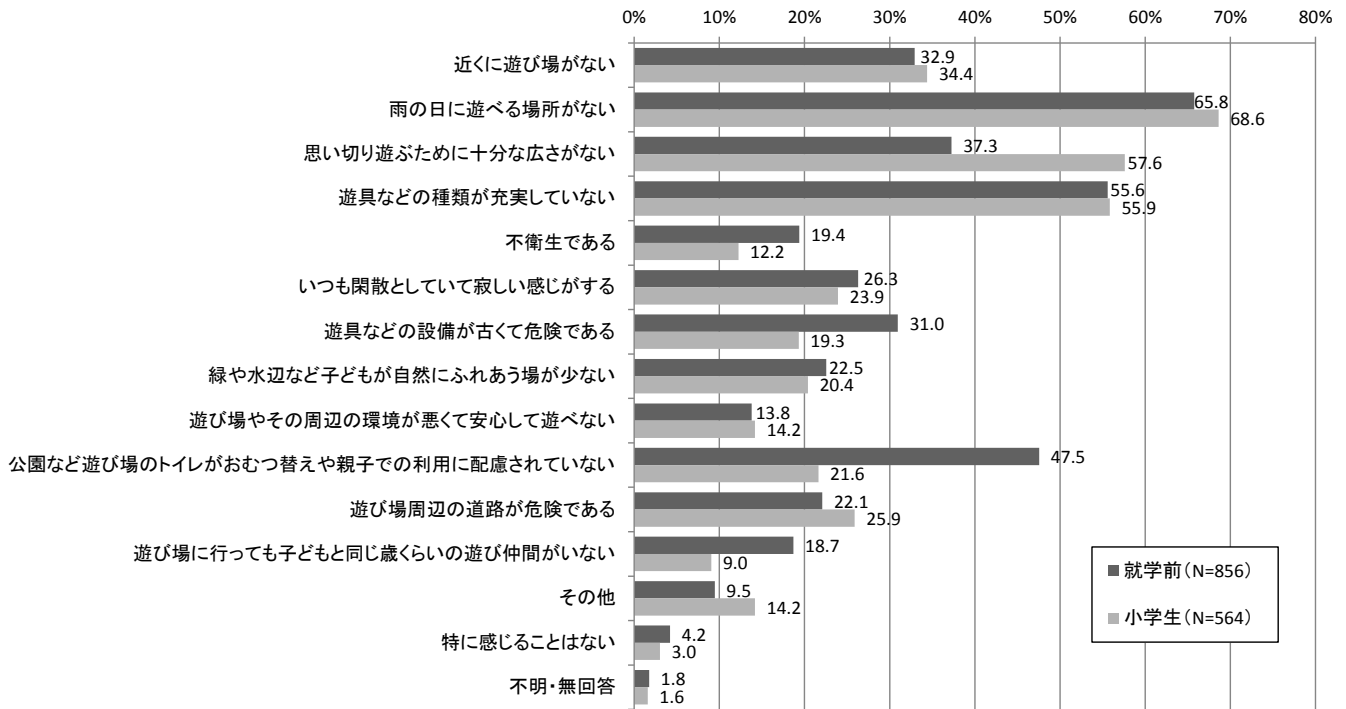
図表 放課後児童会の利用意向／小学生 (N=446)



④子どもの遊び場について

子どもの遊び場について日頃感じることをたずねたところ、就学前及び小学生の保護者ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も高く、それぞれ65.8%、68.6%となっています。次いで、就学前では「遊具などの種類が充実していない」(55.6%)、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」(47.5%)となっており、小学生では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(57.6%)、「遊具などの種類が充実していない」(55.9%)となっています。

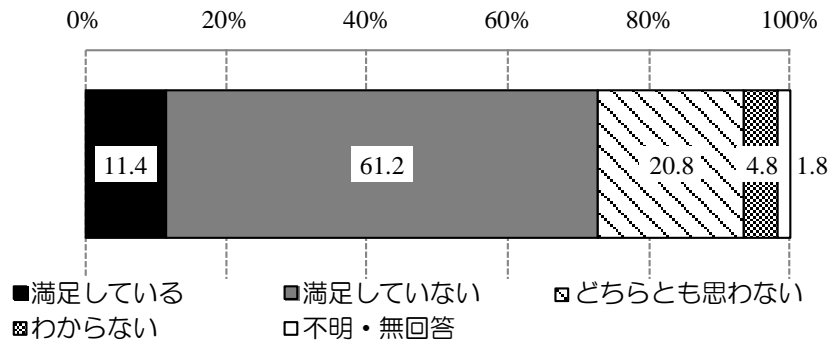
図表 子どもの遊び場について日頃感じること



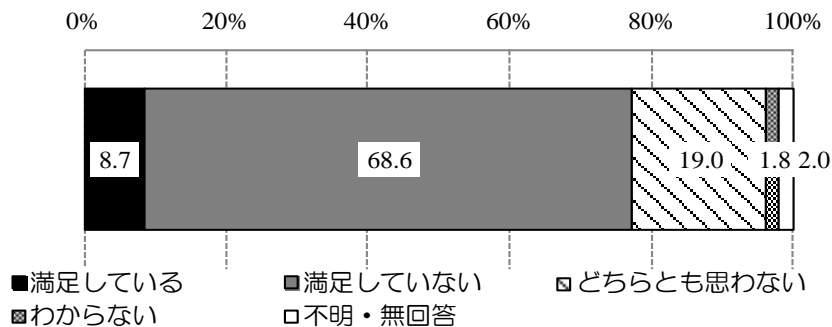
子どもの遊び場についての満足度は、就学前児童で「満足していない」が最も高く（61.2%）、次いで「どちらとも思わない」（20.8%）となっています。

また、小学生では「満足していない」が最も高く（68.6%）、次いで「どちらとも思わない」（19.0%）となっています。

図表 子どもの遊び場についての満足度／就学前児童（N=856）



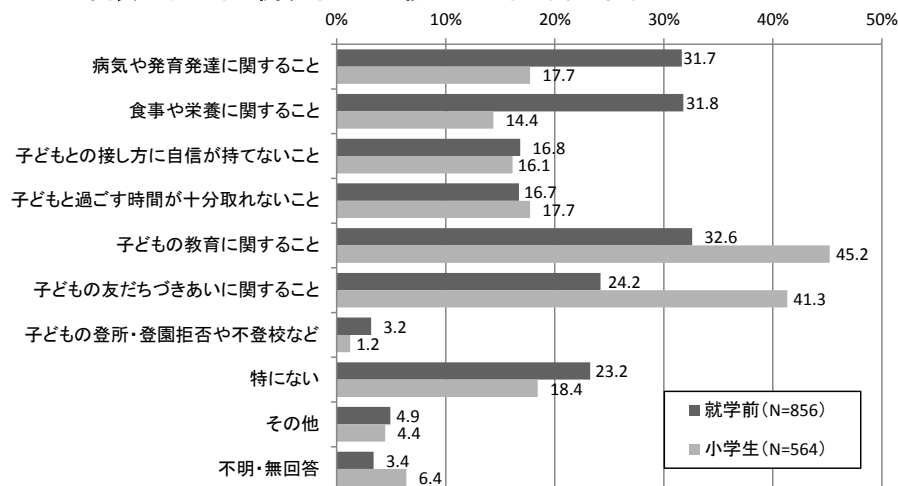
図表 子どもの遊び場についての満足度／小学生（N=564）



⑤子どもの悩み

保護者にたずねた子どもに関することで悩んでいる・気になることについては、就学前、小学生ともに「子どもの教育に関すること」が最も高く、それぞれ 32.6%、45.2%となっています。次いで、就学前では「食事や栄養に関すること」(31.8%)、「病気や発育発達に関すること」(31.7%)、小学生では「子どもの友だちづきあいに関すること」(41.3%)、「特にない」(18.4%)となっています。

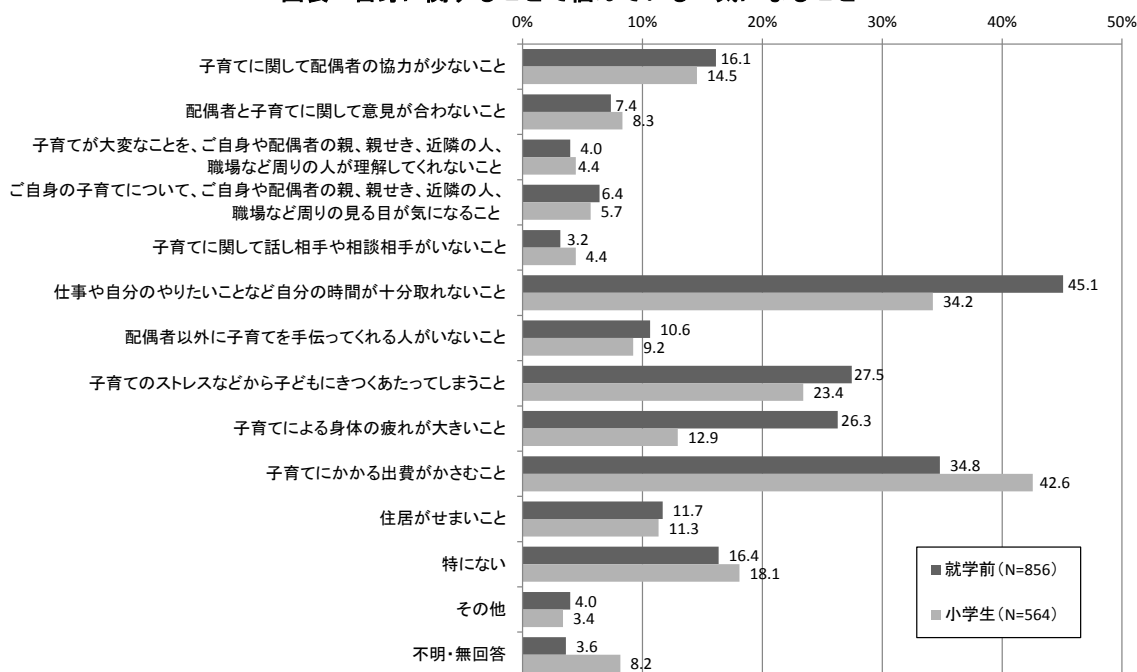
図表 子どもに関することで悩んでいる・気になること



⑥保護者の悩み

保護者にたずねた自身に関することで悩んでいる・気になることでは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が就学前で最も多く 45.1%、小学生で 34.2%となっており、「子育てにかかる出費がかさむこと」が就学前で 34.8%、小学生で最も高く 42.6%、なっています。続いて「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が就学前で 27.5%、小学生で 23.4%となっています。

図表 自身に関することで悩んでいる・気になること

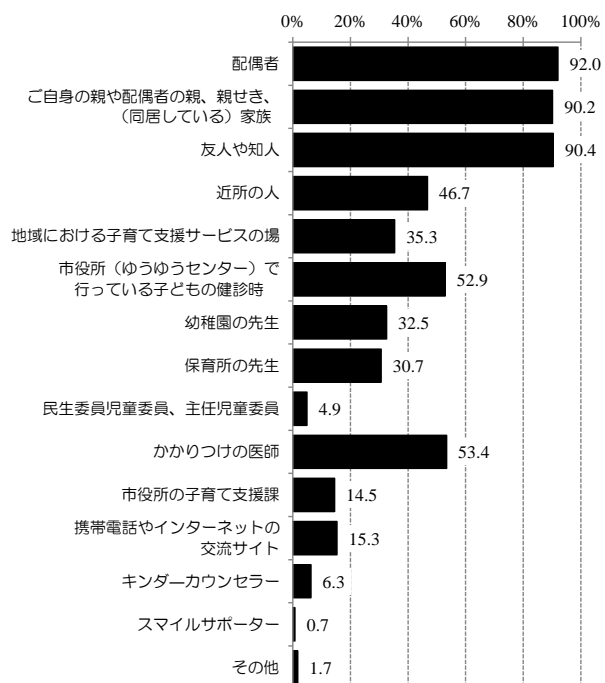


⑦相談先

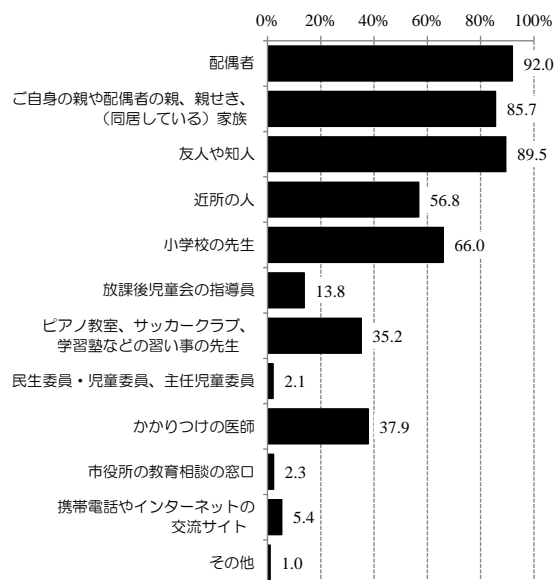
就学前児童の保護者にたずねた気軽に相談できる先は、「配偶者」(92.0%)が最も高く、次いで「友人や知人」(90.4%)、「ご自身の親や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(90.2%)、となっています。

小学生の保護者にたずねた気軽に相談できる先は、「配偶者」が最も高く(92.0%)、次いで「友人や知人」(89.5%)、「ご自身の親や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(85.7%)、となっています。

図表 気軽に相談できる先(人、場所)／就学前児童(N=815)



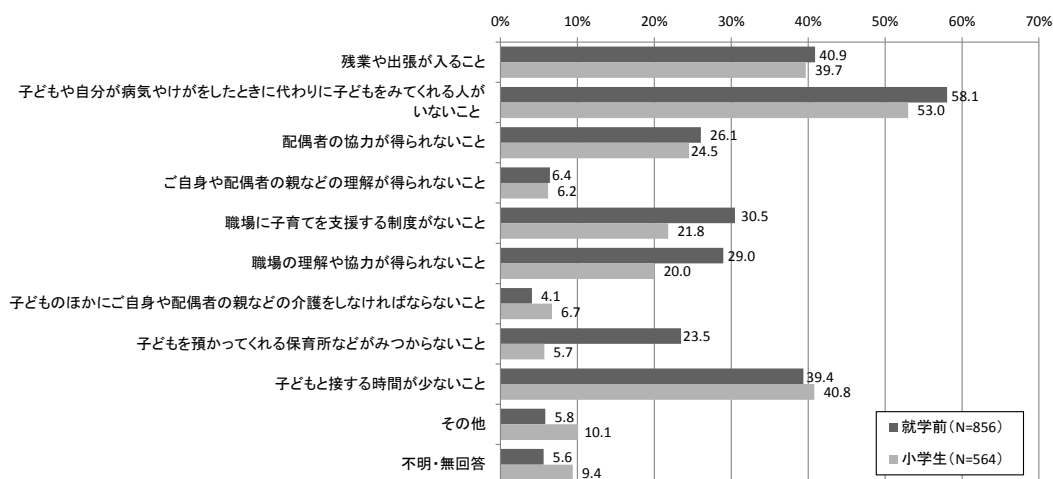
図表 気軽に相談できる先(人、場所)(N=523)



⑧仕事と子育てを両立させる上での課題

保護者にたずねた仕事と子育てを両立させる上での課題は、就学前、小学生ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が最も高く、それぞれ58.1%、53.0%となっています。「残業や出張が入ること」が就学前で二番目に高く40.9%、小学生では39.7%となっており、「子どもと接する時間が少ないこと」が就学前で39.4%、小学生では二番目に高く40.8%となっています。

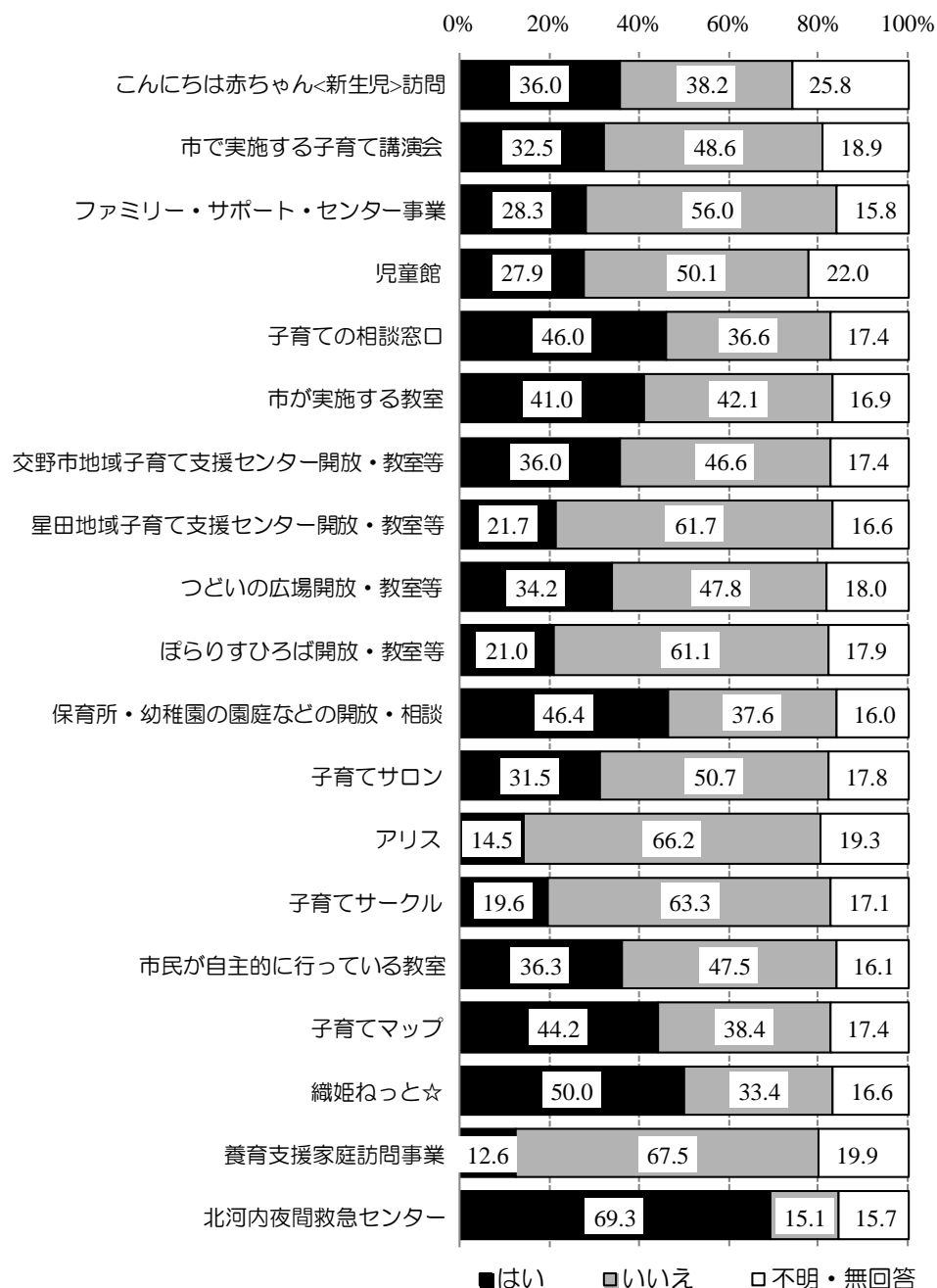
図表 仕事と子育てを両立させる上での課題



◎子育て支援サービスの利用意向

就学前児童の保護者にたずねた子育て支援サービスの今後の利用意向は、「北河内夜間救急センター」が最も高く（69.3%）、次いで「織姫ねっと☆」（50.0%）、「保育所・幼稚園の園庭などの開放・相談」（46.4%）となっています。

図表 子育て支援サービス・事業の今後の利用意向／就学前児童（N=856）

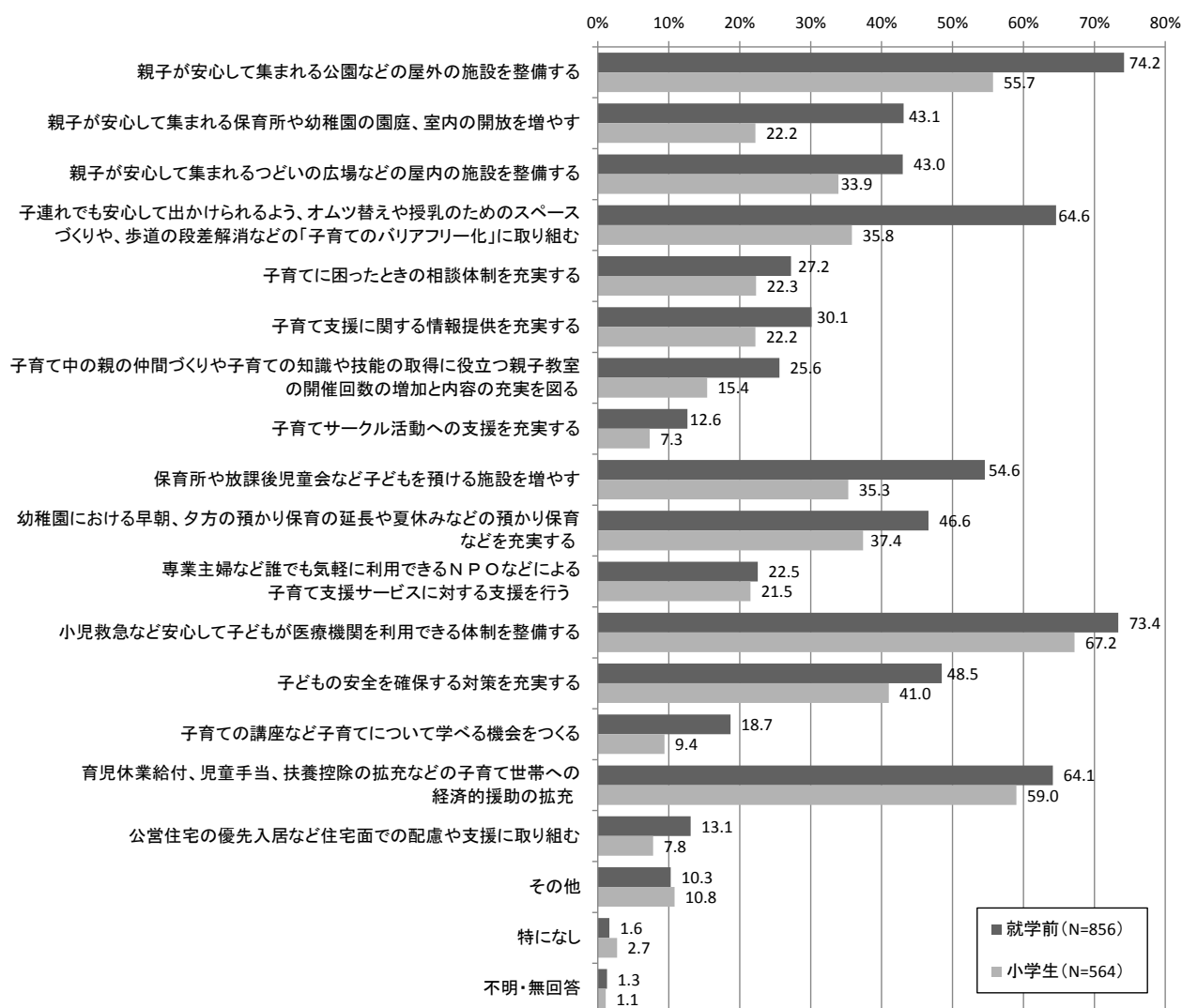


⑩充実してほしい子育て支援サービス

就学前児童の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が最も高く（74.2%）、次いで「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」（73.4%）、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」（64.6%）となっています。

小学生の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も高く（67.2%）、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」（59.0%）、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」（55.7%）となっています。

図表 充実してほしい子育て支援サービス／就学前児童（N=856）



第3章

次世代育成支援行動計画における 取り組みの評価

1. これまでの子育て支援施策（交野市次世代育成支援行動計画）の取り組み

交野市次世代育成支援行動計画の基本理念「子どもいっぱい元気な“かたの”」

【3つの基本視点】

「子どもたち自身の“子育て”の視点」

「子育てする人・家庭の“子育て”の視点」

「地域の“和”の視点」

次の5つの取り組み項目に沿って施策を展開してきました。

- 大項目1. 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み
- 大項目2. すべての子育て家庭を支える取り組み
- 大項目3. 人権、いのち、健康を守る取り組み
- 大項目4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み
- 大項目5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりの取り組み

2. 特定事業にかかわる事業実績

計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。

事業名	指数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標	担当課
地域子育て支援拠点事業 【センター型】	施設数	1か所 交野市地域 子育て支援 センター	2か所目 開設 星田地域子 育て支援セ ンター	2か所 継続	2か所 継続	2か所 継続	計2か所	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業 【ひろば型】	施設数	1か所 つどいの広場	1か所	2か所 開設	2か所 継続	2か所 継続	計2か所	子育て支援課
	開催日数	週3日	週3日 水・金・土	週3日 月～土	週3回 月～土	週3回 月～土		
地域子育て支援拠点事業 【児童館型】	※第1児童 センター (いくの)	未実施	検討	※ひろば事業（ぼらりすひろば）が近くにできたため。児童館型の支援センター実施については一旦、検討を終了する。			当面実施しない	子育て支援課
一時預かり事業 【保育所型】	施設数	2か所	18人	18人	18人	18人	30人	子育て支援課
		星田保育園 交野保育園	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	
一時預かり事業 【地域密着型】	定員 施設数		制度及び実施是非の検討				検討	子育て支援課

事業名	指数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標	担当課
トワイライト ステイ事業	施設数	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	3か所	子育て支援課
ショートステイ 事業	施設数	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	3か所	子育て支援課
ファミリー・ サポート・セ ンター事業	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	子育て支援課
	会員数							
	提供会員 両方会員	62人	71人	74人	83人	87人		
延長保育事 業	施設数	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	こども園課
病児対応型 事業		未実施	実施に向け検討				実施に向 け検討	子育て支援課
病後児対応 型事業		未実施	実施に向け検討				実施に向 け検討	子育て支援課
体調不良児 対応型事業		未実施	実施に向け検討				実施に向 け検討	こども園課
特定保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による 対応を検討				実施に向 け検討	こども園課
通常保育事業	施設数 定員	10カ所 1,115児	10カ所 1,115児	10カ所 1,135児	10カ所 1,135児	10カ所 1,135児	継続実施	こども園課
休日保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による 対応を検討				当面実施 しない	こども園課
夜間保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による 対応を検討				当面実施 しない	こども園課
放課後児童 健全育成事業	施設数	12カ所 (10校) 680人	12カ所 680人 18:15まで	12カ所 680人 18:15まで	12カ所 680人 18:15まで	12カ所 680人 18:15まで	時間延長 等の拡充	青少年育成課

1. 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み

子育てを地域社会全体で支えるためには、地域の関連機関等が連携し、子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭により身近でより利用しやすい子育て支援サービスの充実、子育てをする家庭や子どもたち自身を地域全体で支えていく地域ぐるみの子育て・子育て支援に取り組みました。

【 現 状 】

- 子育てを地域社会全体支えるために、子育て支援ネットワークの構築に取り組み、子育て支援活動をつなぐ交流会（全体会2回）、地域の特性に合わせて中学校区別の地区会（4回）を社会福祉協議会、子育て支援拠点（4箇所）と協働で実施している。
- 親子で集える場、親同士の出会いと交流、相談の場として、ひろば事業を2箇所設置。
- 相談支援体制として、各相談機関での窓口周知、気軽に相談できる体制づくり、関係機関との連携に努め、子育て支援情報の提供方法として、子育てマップ（2,500部）を作成し、赤ちゃん訪問時、転入時に配布しました。また、よりタイムリーな情報提供として、インターネットを活用した『織姫ねっと』子育てポータルサイトを開設している。
- 豊かな自然環境を生かし、農業体験、環境教室や講座、いきものふれあいセンター主催行事等を行い、次世代へ豊かな自然環境を継承していく取り組みを実施している。
- 子どもの居場所づくりとして、学童期はフリースペース（10校）、放課後児童会活動（10校）、児童センターの充実に努めている。
- 都市公園（26箇所）、ちびっこ広場（109箇所）については地域と協力連携し、維持管理に向けての取り組みを実施している。
- 世代間交流として、保育所、幼稚園、校区福祉委員会にて、地域の人生経験豊かな方達の協力で、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに事業を実施している。

【課題と方向性】

- 子育てを地域社会全体で支えるために、子育て支援ネットワークの充実
- 子育て親子の交流の場の継続と充実（開催曜日、時間等の拡充）
- タイムリーな情報発信
- 交野市の魅力である豊かな自然環境を生かした取り組みの充実と継続
- 放課後児童会の運営内容の充実
- 「放課後子ども総合プラン」の推進
 - 放課後児童会と放課後子供教室の連携
 - 放課後子供教室の充実
 - 小学校の余裕教室の活用など
- 公園等の維持管理の継続はもちろん、市民ニーズの高い遊び場の整備等
- 地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て、交野の歴史や伝承遊び等と地域活動、世代間交流活動事業等で継続実施

2. すべての子育て家庭を支える取り組み

仕事と子育てが両立できるよう、また、すべての人が多様なライフスタイルが選択でき子育てができる支援策や保育サービスの充実に努め、また、子育てにかかわる経済的負担の軽減に努めました。

【 現 状 】

・夫婦共働き世帯が増加し、本市の女性就業率も増加傾向にあるため、仕事と子育てが両立できる環境づくりとして、子育てに関する意識啓発、育児休業及び看護休業制度等の普及啓発を実施しました。また、職場環境の改善については、家庭、事業主・企業へ随時啓発に努め、職場体験学習の制度受入を依頼し、積極的な子育て支援施策の受入れを依頼するための取組を実施している。年1回男女共同参画フェスティバル開催している。

・地域と子育て家庭をつなぐ仕組みづくりとして、地域子育て支援センターを開設（2箇所設置）。子育ての相談や遊び場・情報交換、子育て講習会等を実施し、子育て家庭と地域をつなぎ、地域の子育て支援拠点として充実に努めている。また、子育て不安などを抱える家庭等を訪問し、乳幼児全戸訪問の実施や乳幼児健診未受診児訪問を積極的に実施している。

・保護者が病気の時やリフレッシュ等、一時的に子どもを預ける必要がある時に利用できる、一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施している。

・多様なニーズに応じた保育サービスとして、待機児童の解消に努め、延長保育、障がい児保育を全保育所（10園）で実施し、障がい児保育の推進に向け、交流保育等の取組を実施している。休日保育、夜間保育、特定保育については、ファミリー・サポート・センター事業で対応している。また、病児保育については、実施に向け調査を行い医療機関に対して開設を働きかけている。

【課題と方向性】

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ・地域子育て支援センターの周知及び機能拡充、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の拡充
- ・待機児童の解消、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育について検証
- ・病児保育の実施。体調不良児保育の実施に向け検討
- ・障がい児保育の推進
- ・自立支援の相談機能、情報提供の充実、就労支援、生活面への支援、子育て世帯への経済的支援

3. 人権、いのち、健康を守る取り組み

児童虐待や不登校などの問題がより深刻化し、心身ともに健やかな子どもを育むことの必要性が一層高まってきています。子どもがのびのびと成長していけるよう子どもの人権を守る取り組みを進めていきました。また、安心して子どもを生みゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるよう、母と子の健康づくりと子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期からの健康づくりや食育の取り組み、障がいのある子どもへの支援の取り組みを進め、子どものいのち、健康を守る取り組みを推進しました。

【 現 状 】

- 児童虐待等の問題に対応するため、交野市要保護児童対策地域協議会（代表会議 1 回/実務者会議 13 回）を開催し児童虐待の早期発見、予防に努め、研修会（3回）を実施している。また、いじめ不登校への対応として教育相談員（6人）、スクールカウンセラー（4人）の積極的な活用、関係機関との連携を行い、教職員研修会の開催、情報交換、枚方警察の協力の下、生徒指導体制強化を実施している。
- 母親・子どもの健康と安全の確保のため、妊婦から乳幼児と対象者に合わせての教室を実施し、親同士の交流や育児不安の解消、孤立しない子育て環境づくり、親育てへの支援を実施している。また、妊婦健康診査補助（補助回数 14 回）を実施し、未熟児訪問事業、赤ちゃん訪問を実施し、産後早期に各家庭と関わる機会が得られたため、より良い育児環境整備支援を実施している。
- 思春期保健事業として市内小中学校への物品の貸し出しや講座、薬物乱用防止教室を全小・中学校で実施している。思春期の相談体制としてスクールカウンセラーの積極的な活用を実施している。
- マタニティー教室や子育てサロン・乳幼児健診において禁煙指導を実施している。
- 食育への取り組みとして食中毒防止、幼少期の栄養指導、学童期の食に関する指導、地域事業への出前講座等を実施し、安心・安全な地場産の食材、旬のものを取り入れ、食育指導を実施している。
- 障がいのある子どもを持つ家庭への支援として、乳幼児健診、やくそく健診を実施し、保育所や幼稚園入所児に対して巡回相談を実施し他機関と連携した支援を実施している。療育機関（機能支援センター）では、個別支援計画を作成し療育、保護者研修会、障がいの理解や子どもとの関わり等相談、助言・指導を実施しました。保育所では障がい児保育を実施し、配慮の必要な子どもに対して個別指導計画を作成し集団保育での発達保障に取り組み、療育機関と連携している。
- ライフステージを通し一貫した支援を行うため、就学支援シートの活用し、学童期には専門チームによる巡回相談を実施した。また、障がい児関連施策のネットワークとして、関係機関による交野市子ども健全育成連絡会障がい児部会を実施している。

【 課題と方向性 】

- 児童虐待防止対策、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の充実。
- 出産から健やかな育児へと切れ目のない支援及び、ハイリスク妊婦フォロー及び、乳幼児健診未受診フォローの徹底。こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問含む）及び、未熟児訪問により、産後早期の家庭状況の把握を徹底し、早期に必要な支援につなげることができるよう努める
- 健康教育や親育てへの支援を通じて保護者の問題解決力が高まるよう努める、疾病の早期発見・早期治療等につなげられるよう、医療に関する情報提供や健診等の実施
- 市内公立小中学校での思春期保健事業の実施を通して、各小中学校との連携（相談対応や情報提供等）を強化していく。喫煙に関しては、幼児、保護者、妊婦など様々な年代に向けての啓発を徹底していく。
- 食育に関しては、25 年度に策定した健康増進計画及び食育推進計画を踏まえて、関係機関等との輪を広げ、既存事業の充実及び拡充
- 障がい児のライフステージを通じ、一貫した障がい福祉理念と仕組みのなかで、障がい施策の検討、質の向上に努める必要がある。

4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが重要です。

家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを推進しました。

【 現 状 】

- 将来、親となる子ども達に、乳幼児とふれあう場として、職場体験学習やふれあい体験（全中学校）を継続的に実施している。
- 男女平等教育推進委員会及び教職員研修会を実施し、男女平等教育の推進を実施している。
- どの子ども平等に教育を受けるという視点から幼保一元化の充実に努め、家庭や地域との連携を深めるため、就園前児童を対象に施設開放を実施している。また、就学前児童及びその保護者に絵本のすばらしさを伝える取り組みとして、乳幼児健診時にブックスタートを実施している。
- 個々に応じた教育の推進のため、情報交換、就学支援シートを活用しスムーズに就学できるように取り組み、少人数授業、道徳教育全体計画、年間指導計画を作成し、ICT機器の活用した指導方法の工夫改善を実施している。
- 教職員研修において、教職員の意欲・資質能力の向上と学校組織の活性化のため、研修会を実施した。また、地域に根ざした学校づくりのために学校評議員を委嘱し学校運営の改善にむけた取り組みを実施し、学校の安全対策として、防犯教室、訓練を実施している。
- 教育コミュニティづくりを推進するため、学校外の多様な人材を活用し、フリースペース事業の学び舎キッズなどの放課後子供教室や、学校の応援団として地域が支援する学校支援地域本部事業などを実施している。
- 交野市スポーツ推進委員による専門的なスポーツ指導など、親子でスポーツ文化活動を気軽に利用してもらえる機会を多く設けることができた。
- 市民フォーラムを開催し、子育てについて交流しながら学びあえる機会を提供した。また、「交野おりひめ大学」を含め、子どもが参加できる各種イベントを実施している。
- 大阪府子ども家庭サポーターによる子育て経験者の実体験を交えた家庭教育学級は、子育てに不安をもつ保護者のよき先輩、アドバイザーとして充実した学級を開催している。

【課題と方向性】

- 保育所、幼稚園から就学に向けての連携強化、子育てを学ぶ機会の充実
- 男女共同の子育てを推進する取り組み
- 男女共同参画教育の推進のための研修、幼少期からの取り組みの継続
- 職場体験学習、講習会等の継続
- スポーツ・文化活動の推進、図書館活動の推進

5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み

子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等において子どもの視点を盛り込んだバリアフリーを推進するとともに、ゆとりとうるおいが感じられる子育て環境づくりを進めます。

また、交通安全対策や防犯対策に取り組み、子どもが犯罪に巻き込まれないよう地域住民とともに安心・安全のまちづくりを推進しました。

【 現 状 】

- 子育てにやさしいまちをめざし、公共施設に授乳室等を設置、ハード面の整備を行い、遊び場情報として、織姫ねっとに、地図と写真で情報発信を実施している。
- 景観法に基づく景観行政団体の認定を受け、より良い景観施策の検討を進め、安全な住宅対策として、耐震診断・耐震改修補助を実施している。
- 安全な道路の整備、子どもへの交通安全教室、チャイルドシート使用の啓発普及を実施している。
- 子どもを犯罪から守るための活動として、子ども110番の周知、防犯講習会、非行防止教室等の実施し、子どもを地域で見守る取り組みとして、下校時の見守り等を実施している。

【課題と方向性】

- 景観法に基づき、良好な景観、まちづくりの推進
- 道路の整備及び交通安全の推進、チャイルドシートの普及啓発に努める
- 防犯講習会、設備整備、子どもの見守り活動の継続
- 相談体制の充実、地域での子どもの見守り活動の継続

第4章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子化の進行に伴う子育て環境は、女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加などをはじめ、地域のつながりの希薄化を背景とし、子育てに対する負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園（所）などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまでに推進してきた「子らの笑顔 みんなの宝 子育て応援プラン ～交野市次世代育成支援後期行動計画～」から継承すべき基本視点を踏まえつつ、交野市で子どもを産んで育てたくなるような環境づくりに努め、教育・保育の質の向上、家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まちが一体となって子育てを支援できる取り組みを推進していきます。

こうした子育て支援の実現を通じて、安心して子どもを産み、子どもがすくすくと育ち、その親も子どもが育っていくことに喜びを感じ、互いに成長し合っていくことは、交野市の元気や活力につながっていきます。さらに、次代の主役である子どもの育ちを、まちがあたたかく応援し、見守っていくことで地域がつながり、元気があふれるまちづくりをめざして、下記を計画の基本理念として定めます。

**子どもいっぱい 元気な“かたの”
～ 子育て 子育て 地域の輪（和）～**

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

【基本目標1】

すべての子育て家庭を支える まちづくり

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなり、若い親は相談相手もないまま子育てにとりくまなければならず、育児をする母親が孤立してしまい、育児不安やストレスに悩む例が増えており、そうした育児不安を背景に児童虐待などが大きな社会問題を招いています。

子育ては親だけでなく、地域全体で支えていく地域ぐるみの子育てが求められとともに、安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービスなどの情報を活用し、子育てにあったサービスを上手く活用することが必要となります。

すべての子どもと親へ、妊娠から出産、育児、教育と切れ目のない子育て支援を行うことで、安心して、楽しみながら子育てができる環境づくりを推進します。

【基本目標2】

子どもの育ちを支える まちづくり

自己の確立が未発達な子どもが多いといわれている昨今、子どもが自立心をもって健全に育成されることが重要となってきています。そのために、子どもの生活の主体である家庭、学校、地域が連携して、それぞれの力を最大限に発揮して子どもの教育の活性化を図ることが重要です。

次代を担う子どもたちが、自らの意思で「生きる力」を身につけ、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育める教育・保育環境づくりを推進します。

【基本目標3】

地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり

すべての家庭の子育てと子育てを地域全体として支えていくため、「地域の子どもは地域で育てる」という地域の子育て・子育てに対する意識の向上を図り、男女共同参画の促進や仕事と子育てを両立させる環境づくり、子どもの健全な育成のための環境づくり、地域全体での見守りなどに取り組みます。

また、子育て・子育てに関わる多様な人材、組織などの社会資源が効果的に連携できるようなネットワークづくりを図ります。地域全体での見守りなどに取り組みます。

3 施策の体系

計画における施策の方向性を以下のように整理します。

基本理念	基本目標	基本施策	関連計画
子どもいっぱい 元気な “かたの”	1 すべての子育て 家庭を支える まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援 ②多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ③人権教育及び児童虐待問題対応の充実 ④障がいのある子ども(支援の必要な子ども)のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進 ⑤ひとり親家庭の自立支援の推進 ⑥男女共同参画・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 	地域福祉計画 男女共同参画計画 健康増進・食育推進計画
	2 子どもの育ちを 支える まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園、保育所と小・中学校の連携の推進 ②学校教育の推進 ③乳幼児とのふれあい機会や子育てを学ぶ機会の充実 ④思春期保健対策の充実 ⑤「食育」の推進 ⑥男女共同参画教育の推進 ⑦子どもの成長を見守る体制づくり ⑧スポーツ・文化・レクリエーションの充実 	障がい者(児)福祉長期計画 障がい福祉計画 学校教育ビジョン
	3 地域ぐるみの 子育て・子育て 支援が豊かな まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①地域における子育て支援ネットワークの充実 ②子育て相談支援及び子育て情報提供の充実 ③地域における子育て支援の充実 ④地域環境を活かした多用な活動の推進 ⑤子どもの居場所づくり ⑥安心・安全に子育てできる生活環境の推進 	景観まちづくり計画 都市計画 マスタープラン



第5章

施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支える まちづくり

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などの影響により、出産後から育児に慣れるまでの間の新生児期の子育てに不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援が必要です。

妊娠届に基づき母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの保健指導と健康管理、妊産婦健診事業を実施。また、妊産婦訪問・新生児訪問、母子健康教育、各種相談事業などを実施し、母子相談事業の充実及び、育児情報の提供を図るとともに、孤立しない子育てができる環境づくり・まちづくり・親づくりを進め、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行いより良い育児環境整備、健康づくりへの支援、医療体制の充実を推進し、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担 当 課	
1	妊婦健康診査事業	母子ともに健やかな出産を迎えるにあたり、全ての妊婦が妊婦健康診査を必要回数受けられるよう費用助成を実施します。	健康増進課	継続
2	母子健康診査事業	妊婦健康診査、乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査の実施。各健診では、小児科診察、歯科健診に加え、育児相談、栄養相談など各種相談を実施しており、育児不安の軽減を目的とする相談の場として実施し、必要に応じて、継続的な支援を実施します。	健康増進課	継続
3	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	0～4 か月未満の乳児のいる全ての家庭を対象に助産師、保健師、民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、育児相談や地域の情報提供を実施します。	健康増進課	継続
4	産後ケア事業の実施に向け検討	産後のショートステイ(宿泊型)とデイケア(日帰り型)事業として、助産師等による母子の心身ケアや授乳指導・育児相談等の事業の実施に向け検討を行います。	健康増進課	新規 (検討)
5	親の子育て力の強化	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援として、子育ての不安や負担の軽減をするため、妊娠期から学童期まで、一貫した学習機会の充実に努めます。 ◆親子の絆、親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした学習機会の提供 ・「マタニティー教室」 ・「ミルクィベビー教室」 ・育児不安等のフォロー教室 ◆公立幼稚園、地域子育て支援センター等において、親子が子育てを学ぶ場の提供 ・「わくわく子育て教室」	健康増進課 子育て支援課 機能支援センター 社会教育課 図書館	拡充

No.	具体的な取り組み	内 容	担 当 課	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんぐん教室」 ◆学童期に実施する、親が子育てについて学ぶ機会、親学習、親の力を育む学習機会を提供 ・「家庭教育学級」 ・「子育て親学び講座」 ◆絵本を介して、親子の触れ合うひとときの大切さを子育てに活かして頂くことを目的に、母子健康診査時に実施しているブックスタート事業を充実します。 	健康増進課 子育て支援課 機能支援センター 社会教育課 図書館	拡充
6	地域医療環境	緊急・夜間医療機関の情報提供 疾病予防・早期発見等の促進 予防接種制度の情報提供や接種勧奨	健康増進課	継続
7	産前産後の保育所利用促進	2人目以降の出産時に、その兄弟姉妹を対象に産前産後も定員に空きがあった場合は保育所での受け入れを行います。	こども園課	継続
8	子育て家庭の経済的負担の軽減	子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・こども医療費助成事業 ・未熟児養育医療給付事業 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・公立小・中学校就学援助 	子育て支援課 こども園課 学校管理課	継続

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

社会経済情勢の変化とともに共働き家庭は増加し、就業構造の変化、就労形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化してきていることから、多様なニーズに応じた保育サービスの体制づくりが必要です。

本計画に基づき、将来における提供区域毎の保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育サービスを提供し、待機児童ゼロを目指します。また、就学前教育の質の向上に取り組みます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	施設型給付による、保育所、幼稚園、認定子ども園の充実	施設型給付による、保育所、幼稚園、認定子ども園の充実を図ります。また、新制度における認定子ども園の普及を図ります。	こども園課	拡充
2	地域型保育給付による保育サービスの提供	地域型保育給付については、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の普及により、地域の子育て支援サービスの充実を図ります。	こども園課	新規
3	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（子育て支援拠点、一時預かり等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談支援を実施します。	こども園課 子育て支援課	新規

No.	具体的な取り組み	内 容	担 当 課	
4	地域子育て支援拠点事業	子育ての相談や遊び場・情報交換、子育て講座、イベント等を実施します。地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実します。 ・交野市立地域子育て支援センター ・星田地域子育て支援センター ・ぼらりすひろば ・つどいの広場	こども園課 子育て支援課	拡充
5	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施しています。	子育て支援課	継続
6	一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。 幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので特定教育、保育施設等で実施に務めます。	こども園課 子育て支援課	拡充
7	延長保育事業	保育所に通う児童で、延長保育を必要とする児童を保育する。	こども園課	継続
8	病時・病後児保育事業	病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を実施します。	子育て支援課 こども園課	新規
9	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、その安全を確保し適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を助長するため、放課後児童会を実施しています。	青少年育成課	拡充
10	保育所及び幼稚園の職員の資質向上	大阪府等が実施する各種研修会への参加を促し、安心して子どもを預けられる保育所・幼稚園を目指し、幼稚園教諭、保育士の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。	こども園課	継続

基本施策3 人権教育 及び 児童虐待問題対応の充実

子どもたちは健康に生まれ、健やかに成長する権利をもっており、あらゆる種類の差別や虐待から守らなければなりません。また、児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為であることから、児童虐待問題対応の機能強化が必要です。

本市が取り組む様々な事業、関係機関が有機的な連携を図り被虐待児童の援助システムを検討するとともに、児童虐待の予防・早期発見、早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、交野市要保護児童対策地域連絡会の機能を強化します。

また、児童虐待やいじめ、DV（配偶者からの暴力）等の予防的な取り組みとして人権教育・啓発を推進し、人権が尊重されるまちづくりに取り組みます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	要保護児童対策地域協議会（虐待ネットワーク事業）	要保護児童対策協議会（虐待ネットワーク事業）を運営し、医療・福祉・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	子育て支援課 関係各課	継続
2	児童虐待防止研修会（関係機関研修、市民研修、実務者研修）	児童虐待防止推進月間には、市民向けの研修会、啓発活動等により、児童虐待防止に取り組みます。 また、定期的に関係機関研修会、実務者向け研修会を開催し、虐待ネットワークの連携強化を図ります。	子育て支援課	継続
3	児童虐待の相談事業	家庭児童相談室（ゆうゆうセンター子育て支援課内）、健康増進課、大阪府中央子ども家庭センター、交野市教育センター、大阪府四條畷保健所などがあり、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員も相談窓口とし、母子保健事業においては、妊婦・乳幼児健康診査、乳幼児健診における未受診者への訪問、マタニティー教室、育児相談、妊娠期からの支援などを通じ、虐待の発生予防、早期発見に努めます。	子育て支援課 健康増進課 指導課 関係各課	継続
4	養育支援訪問事業	母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。	子育て支援課 健康増進課	拡充
5	人権教育・啓発事業	女性のための相談、DV、夫婦・家庭内問題などを扱い、人権なんでも相談及び人権擁護委員による相談、人権教育、啓発を推進します。 ・人権教育ブックレットの配布 ・男女平等教育推進委員会の開催	人権と暮らしの 相談課 指導課	継続

基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）の

ライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

「交野市第3期障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供をおこなってきましたが、サービスの種類によっては、提供体制の一層の整備と質の確保を進める必要があります。

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保育所、幼稚園、小学校、機能支援センターや関係機関等が連携しライフステージを一貫して支援できる体制づくりの充実を図ります。

また、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、関係各課、関係機関との連携強化や、サービス提供事業所の参画、質の確保を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取り組みを推進します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	療育機関、幼稚園、保育所、小学校と一貫した支援教育	ライフステージを一貫して支援できる体制づくりとして、就学前に実施している巡回相談、療育相談事業と学童期を繋ぐ仕組みを構築します。	指導課 健康増進課 こども園課 子育て支援課 機能支援センター	拡充
2	機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）事業	ひとり一人の状態に対応した療育や機能訓練を実施し、発達支援の必要な子ども達への療育の充実を図るとともに、育児の主体となる保護者への子育て支援体制の確立について、関係課や関係機関と連携を強化し、より一層事業の充実に努めます。	機能支援センター	拡充
3	障がい児保育	関係機関と連携を密にして、障がい児を受け入れた保育を実施します。	こども園課	継続
4	障がい児教育	支援学校とリーディングチームの連携・協働による巡回相談の促進及び研修企画等を行い、教育の内容の充実、教職員の質の向上に努めます。	指導課	拡充
5	巡回相談事業	保育園や幼稚園等の集団生活へ心理発達相談員が出向き、子どもの発達及び発達の課題をみきわめ、必要とする支援の内容と方法を明確にし、保護者と支援する者（保育士・幼稚園教諭及び関係職員）の相談を受け助言を実施しています。更なる取り組みとして、幼児期から学童期をつなぐ一貫した支援体制を構築します。	子育て支援課	拡充
6	放課後児童会への障がい児の受入	障がい児等の受入体制を整備し、受け入れを促進します。	青少年育成課	継続
7	障がい児福祉サービス	障がい児等の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援し、地域の中で自立した生活を送ることができるように適切なサービス提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・計画相談支援、障がい児相談支援 ・日中一時支援事業 ・通学移動支援事業 	障がい福祉課 機能支援センター	拡充

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
8	障がい児関連施策連絡会	関係機関の連携強化のため、部会、連絡会を開催します。	障がい福祉課 関係各課	継続
9	障がい児にかかわる職員の資質の向上	障がい児にかかわる職員が障がいを理解し、障がい児にとって最善の療育・保育・教育が提供できるように、大阪府等が実施する各種研修会への参加、研修内容の充実を図り、職員の資質向上に努めます。 ・支援学級担当教員等の専門性の向上及び支援教育への理解の促進のための研修を実施	機能支援センター 健康増進課 指導課 こども園課 子育て支援課 障がい福祉課	拡充
10	障がいのある子どもの経済的負担の軽減	子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 ・特別児童扶養手当 ・小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付事業 ・育成医療 ・障がい児福祉手当 ・交野市心身障がい者（児）介護手当 ・大阪府重度障がい者（児）介護手当	子育て支援課 障がい福祉課	継続

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

大阪府の離婚率は減少傾向にありますが、本市における離婚件数は増減を繰り返しています。子どもを取り巻く環境も変化しつつあり、このような離婚の増加は、子どもを取り巻く環境に変化をもたらしています。ひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助など在宅支援なども必要となります。

ひとり親家庭などの保育所入園に際しては、通常の選考基準よりも配慮をし、引き続きひとり親家庭の自立と就業の支援を基本とし、母子家庭等自立促進計画の継承し、生活支援や相談業務、就業支援の充実に努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	相談機能・情報提供の充実	生活面及び就業面等に関する様々な悩みについて相談を受け、支援策等に関する情報提供をするとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。 ・母子・父子自立支援員等による相談事業 ・広報紙やホームページ等を活用した情報提供の充実	子育て支援課	継続
2	就労支援	自立した生活を送ることができるよう、職業能力の向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創設など、安定的な収入を得るための職業面における支援の充実を図ります。 ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等） ・母子家庭等就労・自立支援事業	子育て支援課	継続

No.	具体的な取り組み	内 容	担 当 課	
3	子育てをはじめとした生活支援	<p>安心して子育てを行えるとともに、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、保育所への入所、多様な保育・子育て支援サービス等、関係機関との連携のとも、生活面への支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援事業 ・母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援 ・保育所への入所に関する配慮及び延長保育、子育て短期支援事業、一時預かり事業、放課後児童会等の利用体制の充実 ・ハローワークとの連携及び情報提供により、就労機能の若者や子育て中の女性を応援します。 	子育て支援課 こども園課 青少年育成課 人権と暮らしの相談課	継続
4	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	<p>各種経済的支援策に関する情報提供に努めるほか、適正な貸付・給付を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の適切な給付業務 ・ひとり親家庭等医療費助成の実施 ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付金の適切な貸付業務 ・ファミサポの利用補助（検討） 	子育て支援課	拡充

基本施策6 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

夫婦共働き世帯が増加し、本市の女性就業率も増加傾向にあります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた、持続可能な環境づくりが必要となっています。「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点をもって、交野市男女共同参画計画に基づき、今後の施策に取り組みます。働きながら子育てをする人を理解し、子育てを支援する職場環境の意識を醸成するとともに、子育てをしやすい職場環境の整備について啓発を継続します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発	<p>交野市男女共同参画計画に基づく取り組みを推進します。また、国・府などの関係機関と連携のもと、育児や介護、就労における、パワハラ・セクハラ・性別などによる働きにくさに対する意識の啓発を市民に対して行い、人権尊重や公正採用に積極的に取り組み市内の事業所とともに啓発を実施します。</p>	人権と暮らしの相談課	継続

基本目標 2 子どもの育ちを支える まちづくり

基本施策1 幼稚園、保育園と小・中学校の連携の促進

幼稚園教育要領、保育所保育指針、並びに小学校学習指導要領には、幼稚園・保育所と小学校の連携及び円滑な接続の重要性が示されています。本市では交野市学校教育ビジョンにも位置付けられており、交野市幼・保・小連絡協議会の開催等、連携を一層すすめるとともに、中学校との交流ならびに指導や支援の充実に努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	幼・保・小連絡協議会の開催	研修会の開催等により保育活動と学校教育についての相互連携の深化及び交流を促進します。	指導課 こども園課	拡充
2	幼稚園、保育園と小・中学校との交流の推進	行事交流、入学体験等を通じた児童間の交流を促進し、中学校の職場体験学習等による生徒と幼児との交流を促進します。	指導課 こども園課	継続
3	小・中学校における指導と支援の充実	子どもの生活及び発達や学びの連続性を踏まえた合同研修の実施や相互授業参観の実施、子どもの個々のニーズに応じた支援を実施します。	指導課	継続

基本施策2 学校教育の推進

交野市教育ビジョンに基づく取り組みとして、各小中学校においては、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個々に応じた教育を推進するため、少人数指導の実施、指導方法の工夫・改善を図っています。また、子どもの興味・関心に応じた魅力ある授業を展開するため、地域のボランティアをはじめ学校外の多様な人材を効果的に活用しています。さらに、子どもの豊かな心を育てるため、自然体験活動や社会体験活動など、豊かな体験による内面に根ざした道徳性の育成に努めています。

今後も引き続き、さらに学校で様々な体験活動を実施し、地域のボランティアの方々との交流を通じて、異なる世代間での交流を促し、より一層豊かな心を育てていきます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級整備充実支援事業 ・ICT 機器の整備 ・教職員研修の実施 	指導課	拡充
2	道徳教育、人権尊重の教育、キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ・全体指導計画の見直し ・教職員研修の実施 ・担当教員連絡協議会の実施 	指導課	継続
3	生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実と校内体制の支援 ・教職員研修の実施 ・生活アンケートの実施 	指導課	継続
4	読書環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館支援事業の充実 ・学校図書館司書の配置及び授業における学校図書館の活用 	図書館 指導課	拡充

No.	具体的な取り組み	内 容	担 当 課	
5	学校ボランティアの人材活用	全小・中学校において放課後学習、部活動指導等に地域のボランティアを活用します。	社会教育課 指導課 青少年育成課	継続

基本施策3 乳幼児とのふれあい機会や子育てを学ぶ機会の充実

少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが年齢の低い妹弟の世話をしたり、近所の子どもたちと遊んだりするなど就学前児童とふれあう機会が減少しています。

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが必要です。

家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを推進します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	キャリア教育（職場体験学習）	全中学校で職場体験学習の実施し、全小・中学校が連携したキャリア教育を実施します。	指導課	継続
2	地域子育て支援事業	子育て中の親子が集う場において中学生等が乳幼児についての知識・理解を深める事を目的とした、ふれあい体験等を実施し、異世代間の相互理解を深める取り組みを実施します。	子育て支援課	新規

基本施策4 思春期保健対策の充実

思春期における性教育は、全校全学年を対象に平成15年度より実施しています。また、平成14年度から、親から子へ性について話ができるように、PTA会員を対象に思春期講座を開催しています。性及びエイズ等性病予防に関する教育は、人権尊重・男女平等の精神を基盤として、すべての教育活動を通じて計画的な指導を図っていますが、今後、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた啓発も含めて、包括的に進めていくことが必要です。思春期におけるこころの問題にかかわる相談体制や専門家の確保については、スクールカウンセラーや交野市教育センターなどに教育相談員を配置することにより教育相談体制の充実を図ります。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	思春期における健康教育	いのちや性、喫煙、飲酒、薬物の乱用防止等に関する教育の充実を図ります。	健康増進課 指導課	継続
2	相談体制の充実	市教育センターに教育相談員・スクールカウンセラーを配置をします。	指導課	拡充

基本施策5 「食育」の推進

交野市食育推進計画に基づき、離乳食講習会や幼児食講座の開催、健診時の食生活へのアドバイス実施など、これらの取り組みにより食生活の知識・技術の習得を促しています。

地域・家庭において、食育を進めていくために、行政との連絡・連携の場や身近な地域で食育を推進していくボランティアの養成などが必要となっています。

また、特に小・中学生では、望ましい食習慣が身につけられるように学校で教育を実施していくとともに、保護者にも朝食摂取の重要性などを啓発します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	食育推進計画の推進	食育推進計画に基づく取り組みを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における食育の充実 ・保育所・幼稚園・学校における食育の充実 ・保育所・幼稚園・学校の給食の充実 ・食の安全に関する情報提供 ・健康リーダーを養成し、地域で食育推進活動を実施する食育ボランティアの養成 	健康増進課 こども園課 指導課 給食センター	拡充

基本施策6 男女共同参画の推進

家庭において男女ともに家事や育児を協力しあって行う男女共同参画の意識も浸透しつつありますが、依然として性別役割分担意識も根強く残っています。

各学校においては、性別による決め付けのない指導内容の工夫・改善、性別役割分担にとらわれない職業指導・進路指導、人権尊重に基づいた教育実践などの取り組みを進めるとともに、教職員研修の実施等、男女平等教育の推進を図っています。今後も、家庭での家事や育児、仕事や職業選択を平等に行っていくよう、男女平等教育を継続します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	男女平等教育の推進	男女平等教育にかかる実践交流、教職員研修を実施します。	指導課	継続
2	男女共同参画社会の推進	男女共同参画計画に基づく取り組みを推進します。	人権と暮らしの相談課	継続

基本施策7 子どもの成長を見守る体制づくり

子どもの社会性を育むために、学校を拠点として、学校・行政・家庭・地域等が連携を深め、子どもの成長を見守る体制づくりに取り組む必要があります。

また、学校や地域における教育課題等の解決のため、学校・家庭・地域等がそれぞれの役割を明確にし、協働して取り組み、学校はもちろん連携した見守り体制を充実させて、安心・安全な子育て環境の確立に努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	教育コミュニティづくりの推進	学校支援地域本部事業を充実し、各学校において、育てる会を中心として花壇整備、あいさつ運動、学習補助等の取り組みを実施します。	指導課 社会教育課	継続
2	学校評議員の活用	地域に根ざした学校づくりのために学校評議員を委嘱し、学校運営の改善に向けた取り組みを実施します。	指導課	継続
3	安全教育の推進	警察等と連携した学校の安全対策として防犯教室、訓練等を実施します。	指導課 地域安心課	継続

基本施策9 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるため、市内各地域に支援を行い、スポーツ活動を推進します。また、地域文化活動の自主的なニーズに対し、講師の紹介や活動場所の提供など、活動を支援します。さらに、図書館等ではおはなし会、絵本の読み聞かせについての講座などを引き続き実施し、絵本を通しての子どもたちの成長を支援します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	地域文化活動の推進	各種教室、講座等を推進します。 ・文化教室 ・生涯学習大学講座 ・市民教養講座	社会教育課	継続
2	地域におけるスポーツ活動の推進	市民のニーズに応じた各種スポーツ教室や、体育行事の開催をし、身心ともに健全な育成を図ります。 ・スポーツ教室 ・市民スポーツデー	社会教育課	継続
3	地域家庭文庫活動への支援	各文庫（6か所）へ70冊ずつ新刊図書を提供し支援します。	図書館	継続
4	図書館活動の充実	図書館活動を通じて、子どもたちの成長を支援します。 ・おはなし会 ・おたのしみ会 ・ビデオ上映会 ・ブンブン劇場 ・職員出前講座 ・訪問おはなし会	図書館	継続

基本目標 3 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かな まちづくり

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

地域社会全体で子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるためには、地域の子育て支援活動等がそれぞれの活動を尊重し理解して情報を共有し連携できる地域の子育て支援の仕組みづくりが必要です。

子育て支援のネットワーク強化に今後も取り組み、子育て家庭を地域全体で支え合うという意識の醸成するための取り組みを継続し拡充します。また、子育て中の保護者の活動支援を行い、保護者同士の交流ネットワークを支援します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	子育て支援者交流会	市域で活動する子育て支援活動をする団体等を対象に交流会、講演会等を継続実施します。また、地域活動である地区交流会へ参画し推進します。	子育て支援課	継続
2	子育て自主サークル活動支援	子育て中の保護者の活動支援として、子育て自主サークルの活動を支援します。	子育て支援課	継続
3	子育て支援員(仮称)の育成	子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員(仮称)」として認定し、地域の子育て支援活動の担い手の人材の養成を行います。	子育て支援課	新規

基本施策2 子育て相談及び子育て情報提供の充実

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業があり、待機児童解消や子育ての悩みなど子育てに関する事業やサービスについての相談体制づくりが必要です。

子育て家庭のそれぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ります。

また、必要な家庭に確実に子育ての情報が伝わるよう、これまで行っている情報提供の見直しや新たな手段による提供など、効果的な情報提供を実施します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業(子育て支援拠点、一時預かり等)の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を実施します。	こども園課 子育て支援課	新規
2	子育て支援情報提供	母子手帳配布時の情報提供、乳児全戸訪問、転入時に「子育てマップ」、広報等の各種媒体と子育て情報を一元的に提供する、Webサイトの地域ポータルサイト「織姫ねっと☆かたの」への子育て支援情報提供及び情報発信を効果的に組み合わせ、子育て情報提供体制を継続的に実施します。	子育て支援課 関係各課	継続

基本施策3 地域における子育て支援の充実

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、社会環境の変化を踏まえ、子ども連れで気軽に出かけられる場や安心して子育てができるよう、子育てに対する負担感、不安感を軽減できるように地域や社会が寄り添い、子育て支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援活動の充実を図るとともに、地域の中で子育て支援者との出会いを通じて安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

また、地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て、交野の歴史や伝承遊び等の世代間交流活動事業を継続実施します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育ての相談や遊び場・情報交換、子育て講座、イベント等を実施します。地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実します。 ★交野市立地域子育て支援センター ★星田地域子育て支援センター ★ぼらりすひろば ★つどいの広場	子育て支援課	拡充
2	保育所・幼稚園の子育て支援事業	入所児の保護者ならびに地域の在宅子育て家庭を対象に、園庭・室内開放等を行い、就学前親子が遊び、ふれあい、学び合い、子育ての経験や悩みを共有できる取り組みを実施します。	こども園課 子育て支援課	継続
3	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、子どもの送迎(保育所、幼稚園等、小学校等)や子どもの預かり等、地域で子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	子育て支援課	継続
4	保育所、幼稚園等における世代間交流の取り組み	地域の人生経験豊かな方達の協力で、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに世代間交流を実施します。	こども園課	継続
5	地域の交流の機会の充実	子育て中の親子、高齢者や障がい者が集う「誰でも集えるサロン」の活動を行い、顔が見え、気軽に声がかかけあえる関係づくりを広げます。校区福祉委員会活動、世代間交流事業を支援します。 地域の交流の場として、機能支援センターの施設開放として、おもちゃと友達と出会う場「アリス」を実施します。	福祉総務室 (社会福祉協議会) 機能支援センター	継続

基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

本市は都市部に近い地域でありながら、多くの河川の恩恵を受けて農地が広がり、緑豊かな環境に恵まれてはいますが、子どもたちはこの自然豊かな環境に触れる機会が減りつつあります。

この豊かな自然環境を活かした活動を通じて、こころと感性を培っていけるよう。豊かな自然環境を生かした地域での子育て活動の充実と、豊かな自然環境を次世代へと継承していく取り組みを継続時に実施します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	農業とのふれあう機会の提供	農とのふれあいツアー、農業まつりの開催支援等を行い、農業が身近に感じられる取り組みを実施しています。	土木建設課	継続
2	子どもへの自然環境保全の伝承	教室、交流会等を実施しています。 ・夏休み環境教室の開催 ・いきものふれあいセンター事業 ・子どもエコクラブ交流会、 ・環境フェスタ ・ビートルレンジャー	みどり環境課	継続
3	子ども会活動への支援	子ども会活動を支援します。	青少年育成課	継続
4	子どもに関する地域活動情報の提供	子どもに関する地域活動情報の提供に努めます。	青少年育成課	継続

基本施策5 子どもの居場所づくり

子どもたちの遊び場や自然に接する機会などが年々減少しています。すべての子どもが、健やかに成長するよう、子どもが安全に過ごせる居場所づくりが必要です。

放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健やかな育ちを支援します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	公園等の維持管理	地域と協力・連携し、維持管理に向けての取り組みを実施した。	土木建設課	継続
2	既存施設の利用	第一児童センター、スポーツレクレーションセンターの利用を促進し、市域にあるふれあい館の活用を検討します。	青少年育成課	継続
3	放課後子ども総合プランの推進	・放課後子ども教室（フリースペース・学び舎キッズ） ・小学校の余裕教室の活用 放課後児童会と放課後子ども教室の連携	青少年育成課	継続
4	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、その安全を確保し適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を助長するため、放課後児童会を実施しています。	青少年育成課	拡充

基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域が一体となった取り組みが必要です。

関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、道路や公園、関係施設の設備・点検等を行い、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

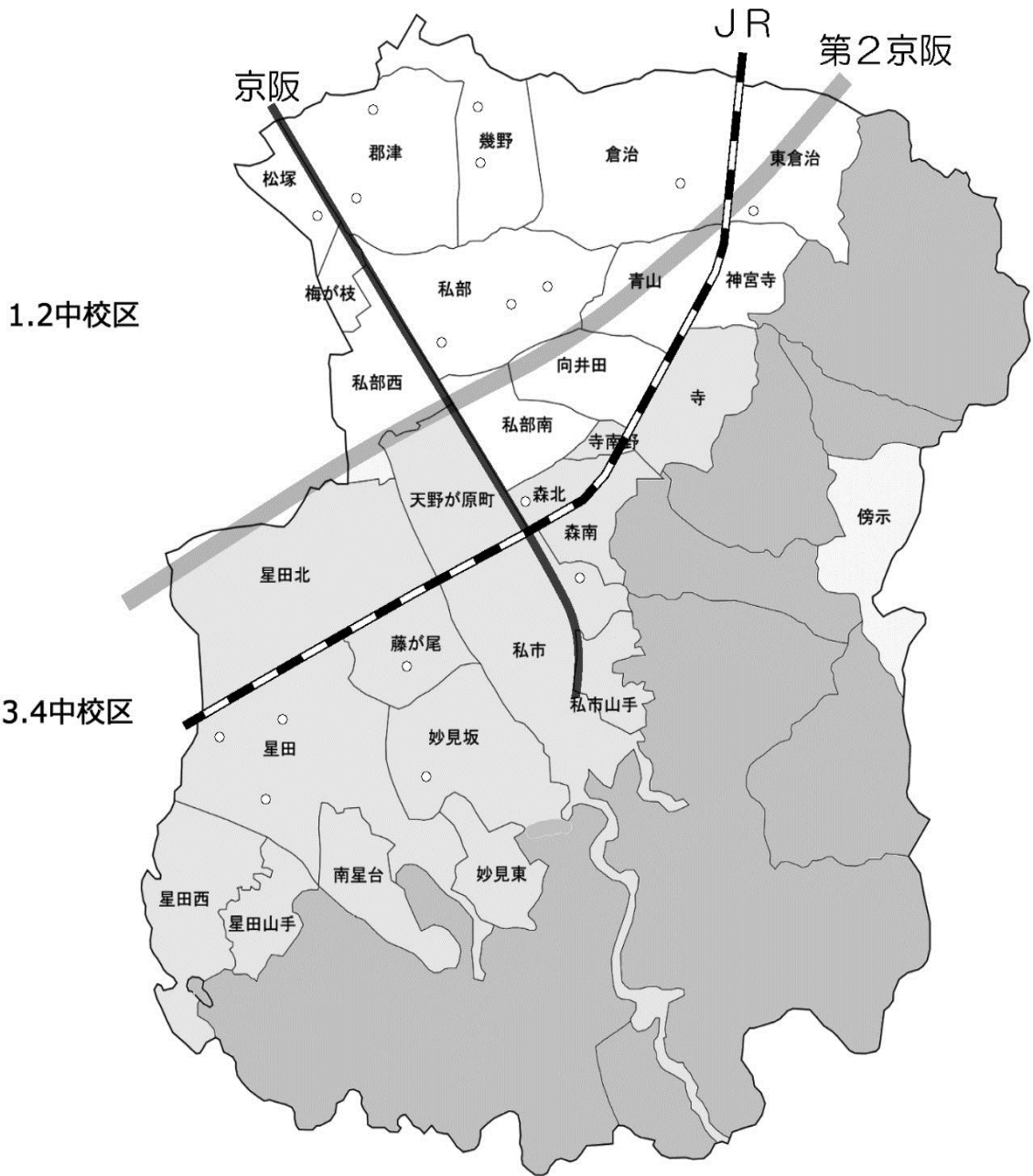
No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	景観法に基づく「交野市景観まちづくり計画」の推進します。 ・開発に伴うバリアフリーの指導 ・安全な道路の整備 ・公園の整備	都市計画課 土木建設課 開発調整課	継続
2	子どもの安全確保	子どもの安全確保のため各種取り組みを推進します。 ・交通安全指導の充実 ・「子ども110番」の周知及び取り組みへの支援及び「動くこども110番」の取り組みの推進 ・子どもの安全見守りパトロール ・防犯講習会の開催及び犯罪防止に関する関係機関の連携強化。 ・防犯設備の整備 ・非行防止教室、パトロール青少年健全育成活動の推進 ・通学路の安全確保	地域安心課 指導課 こども園課 青少年育成課 学校管理課	継続

第6章

計画の目標値等

1 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を「1. 2中学校区」と「3. 4中学校区」の2区域に設定します。



2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

(2) 2号認定①<3～5歳 幼児期の学校教育の利用希望が強い児童>

【事業内容】

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、幼稚園での預かり保育等の利用や、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

(3) 2号認定②<3～5歳 幼児期の学校教育の利用よりも保育希望が強い児童>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

(4) 3号認定<0～2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、既存施設の定員増員や平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成 25 年度 (実績)			平成 27 年度			平成 28 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み		1,212	701	423	973	828	573	931	793	567
②確保の方策	特定教育・保育施設	—	—	—	180	711	445	385	722	489
	新制度に移行しない幼稚園	—	—	—	1,171	0	0	959	0	0
	特定地域型保育事業	現在 調整中								
	計	—	—	—	1,351	711	445	1,344	722	489
差 (②-①)					378	-117	-128	413	-71	-78

(単位：人)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし
①量の見込み		900	766	557	883	750	544	863	733	538
②確保の方策	特定教育・保育施設	487	740	489	671	755	489	671	755	489
	新制度に移行しない幼稚園	815	0	0	616	0	0	616	0	0
	特定地域型保育事業	現在 調整中								
	計	1,302	740	489	1,287	755	489	1,287	755	489
差 (②-①)		402	-26	-68	404	5	-55	424	22	-49

※特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、保育園、幼稚園

特定地域型保育事業：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供すべく、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保】

(単位：か所)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	2	2	2	2	2
②確保方策	—	1	1	2	2	2
差 (②-①)	—	-1	-1	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度に伴う多様な子育て支援サービスの利用について、よりきめ細やかな情報提供・相談支援を行い、利用者支援機能の充実を図るため、平成 27 年度には、保育コンシェルジュとしてこども園課に設置し、保育等の利用の相談、地域の保育資源等の情報提供等を実施します。また、平成 29 年度には、訪れやすさを考慮し、親子にとって身近な地域子育て支援拠点事業に 2 箇所目を設置し、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うとともに、子育て講座、イベント等を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,057	12,460	12,254	11,999	11,831	11,625
②確保方策	—	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
差 (②-①)	—	540	746	1,001	1,169	1,375

【確保の方策】

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集う場を提供するために、既存の 4 拠点を充実していきます。親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実します。また、交野市の拠点の中核となる子育て総合支援センターの創設について検討を進めます。

- ★交野市立地域子育て支援センター（第一中学校区）★ぼらりすひろば（第二中学校区）
- ★星田地域子育て支援センター（第三中学校区）★つどいの広場（第四中学校区）

(3) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位： のべ回数)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6,332	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
②確保方策	—	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

(4) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:実人数)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	542	518	512	505	500	498
②確保方策	—	518	512	505	500	498
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(5) 養育支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:実人数)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	2	3	4	5
②確保方策	—	1	2	3	4	5
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人泊)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	12	12	12	12	12
②確保方策	—	12	12	12	12	12
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえた上で実施していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリーサポートセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,944	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
②確保方策	—	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
差（②－①）	—	775	805	832	855	875

【確保の方策】

今後も安定して提供会員を維持するため、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。

(ア) 1号認定による定期的利用（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	973	931	900	883	863
②確保方策	—	973	931	900	883	863
差（②－①）	—	0	0	0	0	0

(イ) 2号認定による定期的利用

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
②確保方策	—	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
差（②－①）	—	0	0	0	0	0

(ウ) その他の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,670	13,651	13,273	12,933	12,674	12,472
②確保方策	—	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
差 (②-①)	—	-451	-194	47	488	877

【確保の方策】

現在において、幼稚園での預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設による実施により確保します。

また、既存の保育園等での一時預かりなど、様々な保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

(9) 延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）の前後 30 分以上において時間を延長して保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11 時間）と短時間認定（8 時間）の 2 区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	831	710	681	655	632	613
②確保方策	—	710	681	655	632	613
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在、すべての保育園で 7 時～19 時までの延長保育事業を実施し、一部の私立保育所においては、19 時 30 分までの延長保育を実施しています。今後も、各区分において必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を、確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	725	695	668	645	625
②確保方策	—	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
差 (②-①)	—	475	505	532	555	575

【確保の方策】

今後も保護者のニーズに対応するため、設置箇所数の増に向け、医療機関等への事業周知も併せて行っていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	638	721	692	665	642	642
②確保の内容	—	810	810	810	810	810
差 (②-①)	—	89	118	145	168	187

【確保の方策】

小学校の教室を活用し量の確保に努めるとともに、できる限り校外に移動せず、安全に過ごせる場所の確保に取り組みます。

第7章

計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・府との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

【計画の点検・評価体制】

